

綾部市過疎地域持続的発展計画
(2022 (令和 4) ～2025 (令和 7) 年度)

2024 (令和 6) 年 7 月【第 4 版】

京 都 府 綾 部 市

内容

1 基本的な事項	1
(1) 綾部市の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計画期間	7
(8) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	7
2 移住・定住・地域間交流の促進	8
(1) 移住・定住の促進	8
(2) 地域間交流の促進	9
(3) 他市町との連携	10
(4) 計画	10
(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	11
3 産業の振興	11
(1) 農林業・内水面漁業	11
(2) 商工業・就業	15
(3) 観光	17
(4) 公園	18
(5) 計画	19
(6) 産業振興促進事項	21
(7) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	22
4 地域における情報化	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	23
(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	23

5	交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1)	道路	23
(2)	交通	25
(3)	計画	26
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	27
6	生活環境の整備	27
(1)	上水道事業	27
(2)	下水道事業	28
(3)	廃棄物処理	29
(4)	斎場・共葬墓地	30
(5)	防災	30
(6)	消防	32
(7)	交通安全・防犯	34
(8)	住環境	35
(9)	計画	36
(10)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	39
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	39
(1)	子育て環境の確保	39
(2)	高齢者等の保健及び福祉	41
(3)	その他福祉	43
(4)	計画	46
(5)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	48
8	医療の確保	48
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	48
(3)	計画	49
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	49
9	教育の振興	49
(1)	幼稚園・学校教育	49
(2)	社会教育	52

(3)	スポーツ	53
(4)	計画	54
(5)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	56
10	集落の整備	56
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	56
(3)	計画	57
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	57
11	地域文化の振興等	57
(1)	現況と問題点	57
(2)	その対策	57
(3)	計画	58
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	58
12	再生可能エネルギーの利用の推進	58
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	59
(3)	計画	59
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	59
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	59
(1)	現況と問題点	59
(2)	その対策	60
(3)	計画	60
(4)	綾部市公共施設等総合管理計画等との整合	60
	事業計画（令和４年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） ...	61

1 基本的な事項

(1) 綾部市の概要

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

綾部市は、京都府のほぼ中央、東経 135 度 15 分、北緯 35 度 17 分の位置にあり、中国山脈の余波を受けた丹波高原の中にあつて、市街地を清流由良川が貫流し、日本海に注ぐ山紫水明の盆地で、平和と歴史・文化に彩られた田園都市である。そして、美しい自然環境や豊かな里山・田園と農村の暮らし、行政・商業・交通等の都市機能を備えた市街地、ものづくりを中心とする多様な産業が集積しており、様々な機能や特性がバランスよく備わっている。

また、強い郷土愛や高い文化度、温厚で粘り強い市民性、加えて「郡是」の創業や「大本」の開教、日本初の世界連邦都市宣言などにみられる進取の気質、連綿と受け継がれてきた地域の伝統行事など、多くの有形無形の歴史的・文化的資産を有している。

近年、田舎暮らしやスローライフへの志向の高まりを受け、過疎により存続が危ぶまれる集落を「水源の里」と名付け、その美しい地域を支え合い、活性化していくことが、人の生命維持に欠かせない水と空気を供給し、環境・国土保全の最前線を守るためにも必要であることを全国に発信し続けている。

そして、交通においても、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、そして J R 山陰本線と J R 舞鶴線が市域で交差する要衝地であり、京阪神をはじめとした周辺地域との交流・物流の拠点となっている。こうした京阪神地域や日本海地域からの良好なアクセス環境に加え、国際貿易港である京都舞鶴港の後背地に位置するという地の利の活用により、今後も本市の求心力が高まる可能性を有している。

② 過疎の状況

本市の人口は、1950（昭和 25）年の市制施行時をピークに年々減少し、国勢調査では、1980（昭和 55）年に 42,552 人であったが、2020（令和 2）年には 31,846 人となり、約 25.2%の減少となっている。

過疎化の主な要因は、1955（昭和 30）年以降、高度経済成長期における第 1 次産業の衰退により、第 2 次産業、第 3 次産業への就労転換が進み農村部から都市部への人口流出に加え、高等学校等卒業後に地域を離れる若者が多く、帰郷に至らない場合が多いこと、出生率の低下などが考えられる。また、財政力指数（過去 3 か年平均）は 0.51（平成 30 年～令和 2 年の数値。過疎地域とみなす要件の基準は 0.51 以下）と財政基盤は脆弱である。

国内の人口減少が進行する中、本市における人口は、自然動態が増加に転じることは極めて困難であるが、コロナ禍をきっかけに、テレワークやオンライン会議等の浸透や二地域居住への関心の高まりなど、人々のライフ・スタイルや意識の変化により、田園回帰の流れも高まっていることから、移住定住施策をはじめ地域資源や地域の個性を生かした各施策を展開することで社会動態

を減少から増加につなげる必要がある。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、京都府の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向性

本市は、由良川の自然を生かした桑栽培と養蚕業が盛んに行われていたことから、1896(明治 29)年に蚕糸業として現在のグンゼ株式会社が設立され、製糸機械製造のための機械工業も盛んに行われて現在のものづくり産業の礎となった。また、工業団地(綾部工業団地、綾部市工業団地)を中心に産業が集積し、繊維産業から発展した機械器具製造業等の地場産業、精密電子部品の工場が立地し、雇用の方が形成されている。

今後は、第1次産業従事者の高齢化と後継者・担い手不足等により、産業構造の変化が推測される中、過疎地域の特性である農林資源を生かすことが地域振興に不可欠であるため、農林業の成長産業化を促進するとともに、農林業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための政策に取り組み、持続可能な地域農林業の仕組みづくりを推進する。

その他の産業についても、相互の連携を密にした振興策を推進し、経営基盤の強化などの振興を図る。

さらに、京都府と緊密な連携を図り、京都府総合計画における中丹地域振興計画の位置づけにもあるように、京都舞鶴港・高速道路網等の社会基盤を生かした企業立地を促進するため、国や京都府との連携による道路整備や新たな産業用地の確保と企業誘致を進めるとともに、テレワークなど新しい働き方を活用する企業を支援することで、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる地域を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本市の人口は、1980(昭和 55)年では、42,552 人であったが、2020(令和 2)年には 31,846 人と約 25.2%減少している。また、若年者比率は減少が続ки、10.3%となっており、高齢者比率は 38.7%と増加が続いている。人口減少及び少子高齢化が顕著に表れ、喫緊の課題となっている。

人口は、1950(昭和 25)年が 54,055 人でピークとなっており、その後は現在まで減少を続けている。

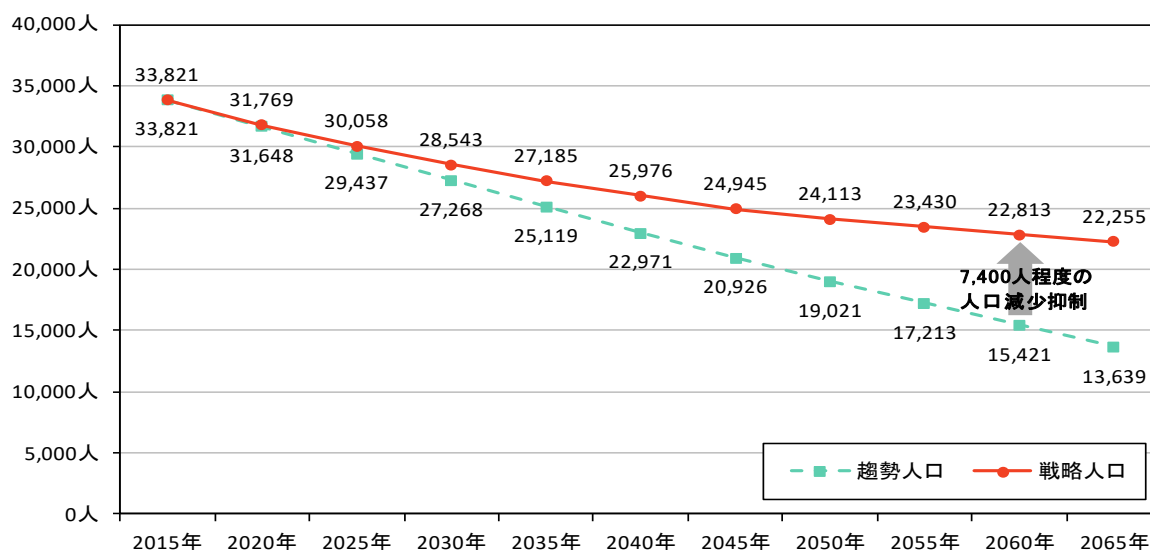
表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	42,552	40,595	△4.6%	37,755	△7.0%	33,821	△10.4%	31,846	△5.8%
0歳～14歳	9,106	6,915	△24.1%	4,918	△28.9%	3,910	△20.5%	3,462	△11.5%
15歳～64歳	26,572	25,224	△5.1%	21,230	△15.8%	17,349	△18.3%	15,767	△9.1%
うち15歳～29歳(a)	6,258	6,094	△2.6%	4,730	△22.4%	3,596	△24.0%	3,274	△9.0%
65歳以上 (b)	6,866	8,443	23.0%	11,492	36.1%	12,448	8.3%	12,313	△1.1%
(a)／総数 若年者比率	14.7%	15.0%	—	12.5%	—	10.6%	—	10.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	20.8%	—	30.4%	—	36.8%	—	38.7%	—

※不詳が昭和 55 年 8 人、平成 2 年 13 人、平成 17 年 115 人、平成 27 年 114 人、令和 2 年 304 人あるため総数と内訳が不一致

表 1－1（２） 人口の見通し

「第 2 期綾部市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」人口推移



※趨勢人口…国立社会保障・人権問題研究所推計準拠人口（2018 推計）

戦略人口…人口減少対策による人口減少抑制効果

② 産業の動向

本市における産業分類別就業人口比率は、1960（昭和 35）年では第 1 次産業が 50.1%、第 2 次産業は 23.5%、第 3 次産業は 26.3%となっていた。1990（平成 2）年には、第 1 次産業が 18.6%、第 2 次産業は 39.5%、第 3 次産業は 42.0%となり、就業人口比率が大きく変化した。

その後も、第 1 次産業は減少し、2020（令和 2）年では 7.7%となっている。また、第 2 次産業も 1990（平成 2）年以降減少に転じ、2020（令和 2）年では 32.2%となっている。一方、第 3 次産業は年々増加し、2020（令和 2）年

では 60.2%となっており、第3次産業への就業構造の変化は今後も続くものと思われる。

(3) 行財政の状況

① 行財政の状況

本市の財政状況は、各種事業の見直しや一般行政経費の節減、地方債残高の縮減などの取組により、健全化判断比率が4指標とも基準の範囲内となっており、健全性を維持している。

しかし、2020（令和2）年度の歳入においては、自主的に収入を確保することができる市税などの自主財源の割合が28%程度、国から交付される地方交付税などの依存財源の割合が72%程度であり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造となっている。

また、歳出においては、少子高齢化の進行などにより、社会保障関係経費が増加傾向にあるとともに、人件費、扶助費、公債費など義務的経費の増加、公共施設の老朽化による維持更新経費の増加など、極めて厳しい状況が続くものと予想される。

このような状況の中、今後においても、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、第6次綾部市総合計画に基づき、効率的・効果的で持続可能な財政運営を行う。

表1－2（1） 市町村財政の状況

（千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	16,755,709	16,795,436	20,589,483
一般財源	9,953,596	10,030,851	10,195,726
国庫支出金	2,371,099	1,897,953	6,189,161
都道府県支出金	1,564,368	1,878,799	1,866,794
地方債	1,210,300	1,161,800	1,107,200
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	1,656,346	1,826,033	1,230,602
歳出総額 B	16,541,149	16,752,439	20,525,429
義務的経費	7,560,494	7,821,429	7,994,243
投資的経費	2,259,329	2,165,302	1,716,130

うち普通建設事業	2,259,329	1,754,955	1,606,205
その他	6,721,326	6,765,708	10,815,056
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A－B)	214,560	42,997	64,054
翌年度へ繰り越すべき財源 D	144,777	36,088	25,306
実質収支 C－D	69,783	6,909	38,748
財政力指数	0.509	0.476	0.512
公債費負担比率 (%)	14.4	10.2	5.6
起債制限比率 (%)	11.6	8.4	4.8
経常収支比率 (%)	84.0	87.7	93.5
地方債現在高	13,344,669	13,330,451	14,351,922

表 1－2 (2) 健全化判断比率

(%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率 (3か年平均)	17.6	12.1	9.1
将来負担比率	65.2	77.5	113.8

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が発生した場合にのみ算出

② 公共施設等の整備状況

公共施設等の整備は、過疎地域の活性化という面からも大きな投資効果があるが、費用対効果の十分な検討と既存施設の有効利用を図りつつ、住民サービスの確保、地域バランスを考慮しながら、綾部市公共施設等総合管理計画に基づき、限られた財源の有効活用により施策を推進していく。

表 1－2（3） 主要公共施設等の整備状況

区分	市全体				
	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道改良率					
改良率（％）	—	—	41.4	45.8	47.5
舗装率（％）	—	—	89.3	91.3	91.8
農道延長（m）	678,254	653,511	651,103	644,871	641,047
耕地1ha当たり農道延長（m）	215.3	217.1	230.1	236.2	251.4
林道延長（m）	161,685	173,002	160,788	162,846	162,846
林野1ha当たり林道延長（m）	6.1	6.5	6.1	6.2	6.2
水道普及率（％）	66.3	72.1	77.6	82.1	98.5
水洗化率（％）	—	—	18.8	55.6	76.0
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	—	3.7	3.9	5.7	6.4

（4）地域の持続的発展の基本方針

京都府が定める過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、本市の総合計画や地方創生総合戦略に沿って取組を推進する。

① まちづくりの基本方針

2021（令和3）年に、様々な行政課題に対応し、災害に強い持続可能なまちづくりを進め、市民に寄り添い、よりきめ細やかな住民サービスを実現するため、新たな視点による行政指針として、第6次綾部市総合計画を策定した。

また、本市の目指す10年後の将来都市像を「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部」とし、本市の大きな財産である「豊かな自然」と「人々の心の温かさや地域を愛する熱意」を生かし、一人ひとりの夢や希望を実現できるよう、市民や企業はもちろん、本市に関わるみんなで一緒に紡いでいけるまちを目指す。

② まち・ひと・しごとの創生

2020（令和2）年に、第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道の結節点や京都舞鶴港の後背地であること等の優位性を生かし、新たな企業進出など、本市に吹く“良い風”を捉え、「住んでよかった」「住みたくなる」、そして「住み続けたくなる」綾部の実現に向けた施策の更なる展開を目指す。

(5) 地域の持続発展のための基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に向けて、人口、財政力、その他持続可能なまちづくりの観点から、第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、以下のとおり4つの基本戦略に掲げられた目標に向け、具体的な取組を推進する。

- I 選ばれるものづくり拠点と里山・農村資源を活用した産業の創生による多様な就業機会の創出
 - ・選ばれるものづくり拠点と里山・農村資源を活用した産業の創生により、多様な就業機会を創出することで、しごとをつくり、安心して働けるようにする。
- II 「住みたくなる」綾部に向けた交流・定住促進
 - ・「住みたくなる」綾部に向けた交流・定住促進と住環境整備を通じて、綾部市への新しいひとの流れをつくる。
- III 結婚・妊娠・出産・子育てが安心してできる社会づくり
 - ・自然環境豊かな綾部、生まれ育ったふるさと綾部で人それぞれが希望する「結婚・出産・子育て」ができる環境づくりを行うことにより、「子どもを産み、育てやすい綾部」で生まれ育つ子どもの数の増加を目指す。
 - ・子どもたちが綾部で育つことに誇りと自信を持ち、将来に夢を持って生きていけるように、家庭・地域社会・関係機関等と連携し、綾部市の特色ある教育を推進する。
- IV 多様な連携と街なか・農村集落活性化による心豊かに安心して暮らせるまちづくり
 - ・人口減少時代の中で安全・安心な暮らしを守るために、地域と地域の連携など新しいネットワーク型の自治によるまちづくりを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における目標等については、第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて規定している。

そのため、本計画の達成状況評価について、庁内で組織する綾部市創生推進本部会議及び外部有識者等で組織する綾部市創生有識者会議において毎年評価・検証を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの4か年とする。

(8) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、長期的な視点に立って、総合的かつ計画的な管理による公共施設

の有効活用や最適配置を実現するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、2016（平成28）年2月に綾部市公共施設等総合管理計画を策定した。この計画では、持続可能なまちづくりや行財政運営を目指して公共施設マネジメントの取組を推進していくこととしており、基本方針を次のとおり定めている。

方針1 施設保有量・施設配置の最適化

方針2 計画的保全による長寿命化の推進

方針3 安全・安心で快適な利用・サービスの確保

方針4 地域の特性・特色やまちづくりと連動したマネジメントの推進

本計画に規定する過疎地域対策事業については、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、効率的・効果的に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進

（1）移住・定住の促進

① 現況と問題点

定住相談のワンストップ窓口として定住サポート総合窓口を設置した。空き家を定住促進の貴重なツールとして、空き家登録制度（空き家バンク）を実施し住まいの供給を行っている。また、情報発信等、市と市民・自治会・企業等が協力し、オールあやべで移住・定住施策に取り組んでいる。

移住希望者が増えている一方で、供給する空き家が不足しているため、空き家の掘り起こし等空き家バンクの登録を促進する必要がある。

人口増加と地域の活性化を促進するため、IターンだけでなくUターンの促進を図る必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

幅広い年齢層の定住希望者への住宅の供給促進を図るとともに、新たな生活様式を見据えた田園回帰の流れに対応するため、国や京都府と連携し、移住・定住の促進を図り、美しい里山・田園の中で持続可能な地域づくりに努める。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域や事業者と連携して移住立国プロジェクトをはじめとする移住定住施策を推進
- ・綾部市U Iターン者定住支援住宅を活用し、人口の増加と新たな担い手の定住による地域の活性化を促進
- ・定住促進事業費補助金を活用し、移住者が行う空き家改修を支援
- ・空き家情報を活用するためのシステムを導入
- ・移住者就業・起業支援金を活用し、東京圏からの移住を支援

- ・オンライン通話による物件案内などを推進
- ・ボランティア組織「ここらへんのことつたえ隊」の拡充を図り、市民・事業者・行政の連携による移住を支援
- ・定住支援給付金や住宅整備補助金を活用した水源の里へのU I ターン者の定住を促進
- ・水源の里集落の指定を促進するとともに、定住促進と活性化を支援
- ・地域力創造アドバイザー制度を活用し、水源の里集落の体制構築と活性化を支援
- ・地域情報の動画配信を行うなどホームページやSNSを活用し、幅広い年齢層の移住・定住を支援
- ・特定地域づくり事業協同組合事業を活用し、移住・定住者への雇用を促進

（２）地域間交流の促進

① 現況と問題点

本市では、廃校を活用した里山交流研修センターを拠点に里山ねっと・あやべが 2000（平成 12）年から都市農村交流に取り組み、関西におけるグリーンツーリズムの先駆けとして注目されてきた。また、農家民宿などもこの頃から徐々に増え、今では都市住民に綾部の魅力を伝えるための重要な交流資源となっている。さらには京都府や近隣市町との広域連携の中で取り組む森の京都事業の効果もあり、ピーク時の 2018（平成 30）年度には里山ねっと・あやべの交流人口が 6,928 人を数えていた。

しかしながら、全国的にグリーンツーリズムや移住・定住に取り組む市町村が増え、競争が激化している。また、都市住民のニーズも徐々に多様化してきたことに加え、コロナ禍をきっかけに普及したテレワークやコワーキングなど新たな生活様式への対応も求められるようになり、2021（令和 3）年度の里山ねっと・あやべの交流人口は 1,201 人と過去最少となっている。

こうした社会情勢の変化に対応し再び本市が競争力を持ち、都市住民から選ばれる地域となるために機能の充実を図っていく必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

田園回帰の潮流の中で、地方移住への関心の高まりを好機と捉え、農村と都市との交流の推進による関係人口の増加を図る。

〈目標に向けた方策〉

- ・水源の里集落の地域資源を活用した特産品の製造・開発、都市交流などの取組を支援
- ・農村都市交流に取り組む各種団体・事業者との連携強化を図るとともに、活動を支援

- ・里山ねっと・あやべなどが行う体験プログラムの充実やオンラインを活用した農家民宿の利用拡大などグリーンツーリズムを促進
- ・海の京都DMO、森の京都DMOと連携し、定住につながる農村都市交流の取組を推進
- ・あやべ特別市民制度等を通じて、市や地域特産品の情報を発信するとともに、交流を促進
- ・足利尊氏や合気道の開祖・植芝盛平などを縁に、綾部とゆかりのあるまちとの友好交流を促進
- ・ふるさと納税者などに対して集落の活動や取組を紹介し、関係人口の増加を促進

(3) 他市町との連携

① 現況と問題点

若い世代が都市部へ流出する一方、老年人口は増加し、人口減少と高齢化が進む中、京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）による「京都府北部地域連携都市圏」により、スケールメリットを生かした取組を行うことによって、行政サービスを向上させ、圏域全体として必要な生活機能や利便性の向上を図ってきた。

今後、更なる人口減少・高齢化が進む中、各自治体が単独で全ての機能を維持・確保していくことが困難になると予想される。

② その対策

〈目指す目標〉

広域連携の充実・強化などを推進し、効率的かつ効果的な行政運営を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・国・京都府との連携や京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の取組を通じた広域的な行政課題への対応

(4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	○定住支援住宅整備事業 定住支援住宅整備 一式	綾部市
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	○水源の里活性化事業 集落の再生と活性化を目的とする事業等を実施	綾部市
		○移住立国プロジェクト事業 移住・定住に対する市全体の協力体制の強化と移住候補地としての情報発信を強化	綾部市

		○中学生みらい会議事業 ふるさと教育を通じて綾部の良さを学ぶことで、Ｕターン就職や定住を促進	綾部市
		○空き家登録促進事業 市内の宅地建物取引業者と連携して空き家バンクへの登録を促進	綾部市
		○定住サポート拡充事業 あやべ定住サポート総合窓口のサテライトオフィスの運営や各種セミナーを実施	綾部市
		○あやべ３０４０成人式開催事業 ＵＩターン促進、地域経済の活性化のため、30歳及び40歳の成人式開催に対する補助	綾部市
		○新婚生活支援事業 希望年齢で結婚ができる環境づくりのため、新生活のスタートアップを支援	綾部市
		○農村都市交流活性化事業 農村都市交流の促進を図るため、地域おこし協力隊を配置	綾部市
		○定住サポート事業 あやべ定住サポート総合窓口を設置するとともに、空き家調査で判明した空き家情報を管理するシステムを導入	綾部市
		○地域力創造アドバイザー事業 地域再生専門家による水源の里集落の現状把握や地元調整を実施	綾部市
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	○観光資源発信事業 農家民宿等を活用した関係人口の創出	綾部市

（５）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

３ 産業の振興

（１）農林業・内水面漁業

① 現況と問題点

ア 農業

本市の水田面積は耕地面積の約 88%を占めており、水稻を中心に麦、小豆などの土地利用型作物や野菜、茶、畜産などを組み合わせた複合経営による農業が行われている。水稻の作付面積は年々減少傾向にあり、需要に応じた生産や特色ある米づくりに取り組んでいるところである。

中山間地域である本市は、大型農業機械等を使用した効率的な生産や用水確保が困難なほ場が多く、加えて野生鳥獣による農作物への被害、豪雨や大雪の災害に見舞われるなど生産条件が不利な中にあり、さらに、農業者の減少・高齢化、担い手不足等により、離農や耕作放棄地の発生が懸念されている。また、農業の振興を図ることを目的として整備された施設は、使用者の高齢化や施設の老朽化が進んでいるところでもある。

このような状況の中、本市では、集落挙げて農業・農村の多面的機能の発

揮・促進に努めるほか、農業用施設等の維持管理・更新、そしてその体制整備を進め、農地中間管理事業を活用した農地基盤整備により担い手への農地集積・集約を図るなど、生産基盤の強化が重要となっている。

また、米の消費量が減少していく中、米価下落で打撃を受けた農業者の経営回復、国際情勢による資材費高騰対策や海外輸入に依存する農産物の国内産作物への転換など、課題は山積している状況である。

今後、経営力強化のためにも、水田を活用し、実需に応じた生産や高収益作物への転換、特に京のブランド産品に登録されている野菜の生産奨励、そして、農家所得の向上を図ることが必要である。

イ 林業

本市の森林は、全国的な傾向と同様に、戦後に植林した人工林が豊富な資源として利用可能な時期となっているが、森林作業道整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低下し、さらには木材価格の長期低迷により森林所有者の林業への関心の薄れと併せて、林業労働者の減少が続いている。

また、不在森林所有者の増加や高齢化などが追い打ちをかけ、森林の維持管理がされなくなってきたことから、森林が有する水源涵養機能や山地災害防止機能などの多面的機能の低下を引き起こしている。

こうしたことから持続可能な森林施業に向け、特に急務となっている人工林の間伐促進対策として、「川上」においては施業量増加を図るための支援を、「川中」では低コストで効率的な木材の流れの構築を、また、「川下」では、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進することが課題となっている。

さらには、2019（令和元）年度から始まった「森林経営管理制度」による森林整備推進のため、森林環境譲与税の効率的な活用と計画的な事業推進が求められている。

深刻化する野生鳥獣被害については、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退などが生じており、駆除と防除の両面で対策を講じているが、近年の狩猟免許所持者の高齢化や減少による捕獲活動の低下等により捕獲が伸び悩んでおり、有害鳥獣被害が拡大している。

そのような中、鳥獣被害の深刻化・広域化に対応することが重要であり、防除だけでなく捕獲対策の強化のために、担い手の確保や高齢化した狩猟者の労力軽減を図っていくことが課題と考える。

丹波くりについては、生産者の高齢化による廃園や栽培を放棄した栗園の増加により、需要があるにもかかわらず栽培面積及び生産量が減少してきており、ピーク時の約12分の1にまで激減している。

このことから知名度あるブランド「丹波くり」の需要に応えるため、新規栗園開墾の支援、後継者育成等の施策及び、ブランド力を生かした生産振

興の検討が必要と考える。

ウ 内水面漁業

本市の内水面漁業は、一級河川の由良川と、その支流の上林川の恵みをうけ、古くから人々の生活や文化が育まれ、振興されてきたものである。昨今、河川の水産資源の重要性が再認識される中、その資源が枯渇しないよう、それぞれ漁業組合に増殖義務が課されている状況である。

内水面の生態系と生物の多様性に配慮しながら、水産資源の維持増大と遊漁を含めた利用の両立など多面的機能を発揮している一方、水産業を取り巻く環境は、組合員の高齢化を始め自然災害等による生育環境の悪化、カワウによる食害などが課題となっている。

総農家数の推移（単位：戸）

	平成22年	平成27年	令和2年
販売農家	1,571	1,278	938
自給的農家	1,230	1,104	992
計	2,801	2,382	1,930

経営耕地面積規模別経営体数の推移（単位：経営体）

	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～10ha	10ha以上	計
平成22年	1,257	223	57	34	25	15	1,611
平成27年	978	200	50	50	30	18	1,326
令和2年	697	158	38	41	25	24	983

総農家数と経営耕地面積、林家数と保有山林面積（単位：戸、ha）

	総農家数	経営耕地面積	林家数	保有山林面積
平成22年	2,801	1,763	1,235	4,706
平成27年	2,382	1,603	1,056	3,748
令和2年	1,930	1,335	866	3,168

資料：農林業センサス

② その対策

〈目指す目標〉

関係機関・団体と連携し、農林業の成長産業化を促進するための産業政策と、農林業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策に取り組むとともに、有害鳥獣対策を推進して農作物被害の軽減に努め、持続可能な地域農林業の仕組みづくりを推進する。

〈目標に向けた方策〉

ア 農業

- ・品質向上や良食味米の研究とともにコスト削減を図る米づくりを推進
- ・需要に応じた主食用米の計画的な生産を図るため、新規需要米の生産を振興
- ・特色ある米づくりを推進するため、環境に優しい農業などに取り組む農業者の営農活動を支援
- ・地元産資材を活用した栽培体系への転換や耕畜連携を推進
- ・良質で高品質な綾部の茶の生産と省力化などの取組を支援
- ・肉用牛生産振興対策事業などの活用により、優れた子牛の生産を支援
- ・畜産農家と耕種農家が連携して行う自給飼料の生産・利用拡大の取組を推進
- ・黒谷和紙の原材料となる作物の生産振興を推進
- ・綾部農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の適正な管理と確保を推進
- ・農地集積・集約化を図り、担い手が農業を継続できる環境を整えるため、農地中間管理機構関連農地整備事業を推進
- ・国の交付金制度を活用し、荒廃農地の発生防止や耕作放棄地の解消を促進
- ・京のブランド産品・特産品等の生産拡大と品質の向上を図るため、パイプハウスなどの施設整備を促進
- ・スマート技術を活用した農業省力化や生産性向上の取組を支援
- ・農業用施設等の長寿命化を図るための改良、良好な維持管理、農業近代化施設の整備
- ・地域資源を活用した体験施設整備の支援
- ・農業経営力向上のため、各種相談や農業経営改善計画の作成支援などを行い、認定農業者を育成
- ・農業経営チャレンジ支援事業や農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者を確保・育成
- ・集落営農組織の強化を図るため、課題解決に向けた取組を支援し、持続可能な集落営農組織を育成
- ・認定農業者及び集落営農組織で構成する団体や青年グループの活動を支援
- ・農業大学校や綾部高校由良川キャンパスと連携し、地域を牽引する意欲ある人材を育成・確保

- ・農業法人などによる農業者の育成と多様な経営体への支援
- ・地域において多様な担い手を育成し、農地中間管理事業を活用した農地の貸借を促進
- ・京力農場プランの策定、実質化を図り、策定済みの集落には必要に応じてプランの見直しを推進するとともに、地域計画を策定
- ・集落内及び広域的な集落連携による営農体制強化を促進
- ・農業経営の多角化につながる6次産業化や農商工連携の取組を支援
- ・農林水産業者等が行う販路開拓等、経営改善の取組を支援
- ・企業の農業参入と地元農業者とのマッチングによる経営強化を促進
- ・家畜排せつ物の適正な管理と有機肥料としての利用を促進
- ・茶の特産地としてのPR活動の推進

イ 林業

- ・農作物などの被害防除のため、防護柵などの設置や現地研修、普及啓発活動を推進
- ・有害鳥獣の個体数調整による捕獲の推進と狩猟後継者の育成や捕獲の担い手確保のための支援策を実施
- ・森林の適切な管理を進めるため、森林経営管理制度を活用し、市が経営管理権を取得すべき森林と、従前からの林業事業体が整備すべき森林を各種の指標から判断し、各地域に応じた森林づくりを実施
- ・関係機関・団体と連携し、林業労働者の確保・育成を支援
- ・人工林の間伐を促進するとともに、適期の主伐、植栽、保育により、人工林資源の循環型利用を推進
- ・丹波くりや丹波まつたけなど地域特産物の生産振興を推進
- ・企業によるモデルフォレスト活動や森林ボランティア活動などの各種活動を支援することで森林資源を保全
- ・地球温暖化の防止など多面的機能を有する森林の環境保全を図るため、森林環境税を活用した森林整備の推進
- ・中丹地域有害鳥獣処理施設の有効活用と効率的な運営を実施

ウ 内水面漁業

- ・水産資源の安定増殖のための稚魚放流事業を支援

(2) 商工業・就業

① 現況と問題点

商業は小売業や飲食業が中心で、他府県からも集客するなど個性ある魅力的な店舗がある。一方で、近隣への大型店舗の立地や電子商取引の普及など社会が変化するにつれ、後継者不在のまま事業主が高齢化する傾向にあり、事業の存続が厳しい状況にある。また、商店街の建物の多くが併用住宅のた

め、閉店後は空き店舗ではなく専用住宅として活用されやすい。シャッター通りになりにくい反面、住宅化が進めば商店街の維持が困難になる。事業者の育成や新規出店の促進等、地域と商店街の持続的発展を図る必要がある。

工業は明治期からの製糸業の発展にともない、ものづくり企業が集積しており、製造業が中心となっている。舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、ＪＲ山陰本線とＪＲ舞鶴線が交差する要衝地で、京阪神地域や日本海側拠点港である舞鶴港へのアクセスが良い立地環境から企業進出が進み、工業団地にはほぼ空き区画がない状況。

一方で、人口減少や若者の市外流出による人手不足が課題となっている中、企業の事業拡大に伴う転勤等で従業員の流入が見込まれるが、住まいが不足している状況。

このような中、物流拠点など新たな産業用地の確保とともに、既存企業の新たな事業展開の促進や経営基盤の強化を図るなど、経営力や技術力の向上を目指す必要がある。

また、ものづくり人材の育成を推進するとともに、求人情報等を広く求職者へ伝える必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

地域の特色を生かし、消費者のニーズにあった個性的で魅力ある商店街を形成するため、商業者の経営基盤の強化を図る。

また、北部産業創造センターを拠点に市内企業が連携し、ものづくり企業の経営基盤の強化や技術革新、新製品の開発など工業振興を図るとともに、新たな産業用地の確保に努め、雇用の場の確保を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・企業経営の安定化を図るため、Ｉ・Ｔビルを拠点として関係団体と連携し、経営改善に関する研修会などの事業を実施するとともに、各種支援制度や創業・事業承継に関する情報提供を強化
- ・商店街などが実施する施設整備や広告宣伝活動など独自の取組を支援
- ・空き店舗活用支援事業やチャレンジショップ支援事業費補助金などを活用し、新規出店を誘導
- ・農林業者と商工業者の連携による農産物商品の開発などを支援
- ・（一社）綾部工業研修所と連携し、ものづくりを支える高い技術力の習得、若年技術者の定着を促進
- ・北部産業創造センターを拠点に、市内のものづくり企業の技術力向上や産学公連携による研究開発などを支援するとともに、中小企業等が実施する生産設備の導入を支援
- ・既存企業と工業団地立地企業などの交流促進を図り、情報や技術、製品な

- どの相互供給・補完を促進し、更なる事業拡大と新たな事業展開を支援
- ・恵まれた交通アクセスを生かした企業誘致推進と新たな産業用地の整備を促進
 - ・企業面接会、ふるさと就職支援情報発信事業、企業ガイドの発行など、若者の地元就労と定住促進のための情報発信を強化するとともに、UIターン者の雇用機会を創出
 - ・(公社)綾部市シルバー人材センターの事業を支援し、高齢者の生きがいづくりや就労を促進
 - ・勤労者福祉の向上を図るため、労働団体の活動を支援
 - ・企業や各種団体等の活動を推進するため、コンベンション機能を持つ地域交流センターを整備するとともに適正な運営を実施

(3) 観光

① 現況と問題点

本市には府北部の建造物で唯一の国宝に指定されている光明寺二王門や足利尊氏生誕の地として知られる安国寺などの歴史的観光資源に加え、美しい田園風景や豊かな自然など一定の観光資源はあるものの、観光地としての基盤整備の遅れや知名度の低さなどから観光入込客数や観光消費額が伸び悩んでいた。しかし、国が観光立国を提唱する中、本市においても舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道の整備に合わせ、大型観光バスでの観光誘客を図るためあやべグンゼスクエアの整備などハード面の充実を図るとともに、京都府及び近隣市町の連携による海の京都DMO、森の京都DMOに参画し、観光資源のブラッシュアップやスケールメリットを生かした観光誘客に取り組み、ピーク時の2016(平成28)年には観光入込客数も682,817人を数えていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により観光産業は大きな打撃を受け、2021(令和3)年の観光入込客数は341,264人にまで減少しており、観光客を呼び戻すためにアフターコロナに向けた新たな観光スタイルの確立や観光施設の充実が求められている。

このほか、本市の伝統的な産業である黒谷和紙の生産量が落ち込み存続が危ぶまれる状況のため、更なる育成と振興に努める必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

本市特有の貴重な歴史・文化や豊かな自然・農村文化などの観光資源を活用し、マイクロツーリズムによる安定的な観光客の確保と、海の京都、森の京都事業など、広域エリアでの一体的な観光振興を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・光明寺二王門や安国寺、私市円山古墳、京都丹波高原国定公園、あやべ温泉など、本市特有の魅力ある観光資源を保護するとともに、効果的に活用
- ・伝統産業である黒谷和紙を保存・継承できる環境づくりや後継者の育成を支援するほか、黒谷和紙工芸の里のあり方を検討し、拠点施設整備等の必要な対策を実施
- ・あやべ特産館などで行われる、地域の食材を活用した特産品開発や集客イベントの開催を支援
- ・あやべグンゼスクエアの集客力強化に向けた施設の充実や機能の強化
- ・あやべグンゼスクエアを利用した作品展示会の開催や販売など、本市を拠点として活躍する芸術家の創作活動を生かした集客・交流を推進
- ・観光拠点とするあやべグンゼスクエアから大本に至る観光エリアへの誘客を推進
- ・グンゼ創業者などを描いたテレビドラマの誘致に向けて活動
- ・観光ホームページや観光情報紙など、効果的な手段による情報発信により、観光PRを強化
- ・あやべ丹の国まつり、あやべ水無月まつり、あやべ産業まつりなど全市的な集客イベントを充実
- ・ほたるの夕べやあやべ山家観光やな漁、私市円山古墳まつりなど、地域イベントを支援
- ・サイクリング・カヌー・トレッキングなどのスポーツ・トレイルや本市発祥の合気道などを活用したスポーツ観光を推進
- ・新たな旅行スタイルに応じた体験プログラム・旅行商品の造成や販売、観光ガイドの充実、インバウンド対策など海の京都、森の京都事業の取組を推進するため、綾部市観光協会を支援
- ・京都府、近隣市町との連携による海の京都、森の京都の観光事業を推進
- ・北近畿広域観光連盟などの取組による府県の枠を越えた広域連携を推進
- ・あやべ観光案内所を拠点とした市内観光地への誘客促進
- ・あやべ温泉への集客力強化に向けたキャンプ機能などの充実
- ・森の京都事業を推進する拠点施設として里山交流研修センターの整備を推進

(4) 公園

① 現況と問題点

市内には都市公園をはじめ多くの公園・緑地を整備しているが、小規模で比較的簡易な公園が多くを占めている。

一方、子ども達の身近な遊び場の設置や住民の余暇や健康に対する要求は高まっており、多くの人に居住地として選んでもらえる良好な住環境づくりのためにも、公園の適切な維持管理とともに更なる充実が求められている。

また、市内外から人々が集う場所として、本市の特色でもある緑豊かな美

しい景観と一体となり、市の魅力を発信する場としての機能の整備が求められている。

② その対策

〈目指す目標〉

遊び、憩いの場に加え、本市の魅力発信の場として、また災害時の避難場所としての公園・緑地空間の充実を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・市街地での新都市公園整備に合わせ、周囲の景観や周辺施設と連携し、市内外から人々が集う魅力発信エリアの検討
- ・都市公園の見直しや都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）などの策定を検討
- ・綾部市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具などを計画的に整備
- ・都市公園の維持管理における住民との協働を推進
- ・美しい景観と豊かな自然環境を有する京都丹波高原国定公園を保全・活用

（５） 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	○団体営ため池等整備事業 ため池改修 一式	綾部市
		○土地改良施設維持管理適正化事業 施設改修 一式	綾部市
		○農業用施設等改良整備事業 農業用施設等改修 一式	綾部市
		○パイプハウス整備事業 パイプハウス整備に対する補助	農業者団体
		○茶業振興対策事業 茶の生産体制強化のため、新改植や茶生産設備に対する補助	農業者団体
		○「京の米」生産イノベーション事業 米の産地間競争に対応するため、機械導入等を支援	農業者団体
		○府営ため池等整備事業 京都府施行によるため池整備事業に対する負担	京都府
		○小規模農業災害復旧事業 災害復旧事業の災害要件を満たしている箇所のうち、工事費が小規模な箇所に対する補助	綾部市
		○京の地域特産物応援事業 地域特産物生産拡大を目的とした、機械導入等を支援	農業者団体
		○スマート農林水産業実装チャレンジ事業 I C T等先端技術の生産現場への実装を加速し、作業効率や生産性の向上を支援	農業者団体

		○生産・流通改善条件整備事業 京のブランド産品を中心に、生産から物流に関わる条件整備等を支援	農業者団体
(1) 基盤整備 (林業)		○災害に強い森づくり事業 治山施設設置 一式	綾部市
		○公有林整備事業 間伐等の保育作業 一式	綾部市
		○森林適正整備推進事業 間伐の進まない人工林における、8～12齢級を対象にした緊急間伐に対する補助	綾部市森林組合
		○放置竹林拡大防止事業 放置された竹の整理伐や刈り払いに対する補助	綾部市森林組合
		○間伐促進対策事業 森林の持つ多面的機能を保持するための間伐経費に対する補助	綾部市森林組合
		○循環型林業推進事業 林業推進計画に基づく循環型林業の確立に対する補助	綾部市
		○森林経営管理推進事業 森林経営管理制度に基づく森林整備の推進	綾部市
		○丹波まつたけ振興事業 国・府の補助対象とならないマツ林の松くい虫被害防止に対する補助	綾部市
		○クマ対策果樹等伐採事業 クマの誘因物となる集落近隣の放任果樹の伐採に対する補助	綾部市
		○要適正管理森林等災害予防事業 災害の原因となりうる危険木の伐採に対する補助	綾部市
		○林道施設小規模災害復旧補助事業 災害復旧事業の災害要件を満たしている箇所のうち、工事費が小規模な箇所に対する補助	綾部市
	(3) 経営近代化 施設（農業）	○府営農地中間管理機構関連農地整備事業 農地基盤整備に対する負担	京都府
	(4) 地場産業の 振興（生産施設）	○黒谷和紙拠点施設整備事業 拠点施設整備 一式	綾部市
	(7) 商業（共同 利用施設）	○I・Tビル大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○地域交流センター整備事業 施設整備 一式	綾部市
		○地域交流センター管理運営事業 各種点検、清掃等の施設管理を委託	綾部市
(7) 商業（その他）		○商店街施設設置事業 商業環境の向上を図るために実施する街路灯整備に対する補助	商店街組合等
		○空き店舗活用支援事業 活用が進みにくい空き店舗の賃貸、改装等に対する支援	綾部商工会議所
(9) 観光又はレ クリエーション		○都市交流拠点施設整備事業 施設整備 一式	綾部市
		○あやべ観光案内所施設改修事業 施設改修 一式	綾部市

		○あやべ温泉施設改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○里山交流研修センター施設整備事業 施設整備 一式	綾部市
		○新都市公園整備事業 都市公園整備 一式	綾部市
		○都市公園整備事業 東綾公園整備 一式	綾部市
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業（第1次産 業）	○丹波くり生産振興事業 「丹波くり」の生産振興等を図るための検討会議の開催及び苗木の配布	綾部市
		○認定農業者経営発展支援事業 認定農業者の経営を発展させる取組に対する支援	綾部市
		○農作物高温対策事業 農作物の高温対策を図るための機器導入等に対する支援	綾部市
		○府内産木材利用促進事業 府内産木材を利用した住宅等の新築、購入、増改築、内装工事に対する支援	綾部市
		○みんなで守る綾部の山林事業 山林の適正管理に努め、土砂災害等の防止に資するため、個人や林業経営体による森林整備等に対する支援	綾部市
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業（商工業・6 次産業化）	○ものづくり企業振興補助事業 中小企業・小規模事業者の生産設備取得に対する補助	綾部市
		○中小企業生産設備リース導入支援事業 中小企業が生産設備リース導入に対する補助	綾部市
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業（観光）	○観光振興事業 観光関連事業者と連携し、情報発信を強化	綾部市
		○綾部夢ライト事業 まちなかの冬の新たな魅力づくりによる地域活力の向上及び地域経済の活性化	綾部市
		○あやべ水源の里トレイルラン開催事業 トレイルラン大会の開催による地域の賑わいづくりとスポーツ観光の推進	綾部市
		○着地型観光推進事業 大阪・関西万博を契機とした観光誘客のため、情報発信を強化	綾部市
		○観光プロモーション推進事業 綾部市をロケーション地としたドラマ制作の誘致を推進	綾部市
		○観光施設等管理運営事業 あやべ温泉等観光施設の管理運営	綾部市
	(11)その他	○綾部ふれあい牧場魅力向上事業 事業調査 一式	綾部市

（６）産業振興促進事項

本市において、次に掲げる業種で事業の用に供する設備等の取得等をした

ものについては、税制優遇措置を講じる。なお、産業振興に当たっては周辺市町との連携にも努める。

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（１）～（３）の「②その対策」のとおり。そのほかの事業についても、地域の特性や企業の進出ニーズ等を踏まえながら、産業の振興を進める。

（７）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

4 地域における情報化

（１）現況と問題点

本市では、人口減少、少子高齢化などの様々な社会問題が生じている一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、情報通信機器を用いたデジタル社会実現に向けたＤＸ推進が計画される中で、市民の利益享受に一番影響のある行政機関をはじめとした様々な分野でのデジタル技術の活用が期待される。

こういったＩＣＴ技術を活用した取組が進んでいる中、デジタル機器を利用する能力等における格差の是正については、自治体の裁量に任されたものとなっている。

（２）その対策

〈目指す目標〉

様々な分野でインターネットを利用したオンライン申請を拡大し、市民ニーズに合った行政サービスを展開する。

また、窓口業務等でもＡＩ・ＲＰＡなどの技術を活用し、窓口の待ち時間を減らすなど市民サービスの向上を図る。

さらに、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、デジタルデバイドの解消を図る。

〈目標に向けた方策〉

- ・デジタル機器の活用に不安を抱える方を対象とした研修会など、デジタルデ

バイド解消事業を実施

- ・市民サービス向上、行政事務の効率化に向けた A I ・ R P A 等を活用した情報化を推進
- ・職員のテレワーク環境（機器）の更なる拡充を実施
- ・インターネットを活用した各種オンライン申請の拡大
- ・メールマガジンなど地域情報伝達システムの運営を支援

（３）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業（情報化）	○自治体 D X 推進事業 デジタルデバイドの解消や行政のデジタル化を推進	綾部市
		○庁内情報化推進事業 安定的な P C の確保及び業務効率化のため、トータルサービスを活用	綾部市
		○税共同化申告支援システムイメージ管理オプション導入事業 市府民税の課税資料を紙管理からデータ管理へ移行	綾部市
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業（デジタル技 術活用）	○電子入札参加資格申請システム利用事業 電子入札参加資格申請システムの導入	綾部市

（４）綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

（１）道路

① 現況と問題点

道路は、日々の暮らしや経済・社会活動を支える最も身近な社会資本であるとともに、災害時には避難や物資の緊急輸送に重要な役割を担っており、特に、地域の活性化にも繋がる幹線道路の更なる整備促進が望まれている。

また、市内道路については、道路網の整備促進に加え、生活道路の計画的な整備・改修及び市道橋の適切な維持管理が求められている。

ア 広域幹線道路の整備

本市は、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道が交差する交通の要衝地にあり、京阪神都市圏をはじめ北陸地方との広域ネットワークを形成している。アフターコロナ時代において経済・観光の回復・活性化が期待される中、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道の全線 4 車線化、国道 27 号の市内未整備区間の早期改良が望まれている。

また、原子力災害時の避難路となる主要地方道小浜綾部線（大町バイパス）や一般府道上杉和知線（黒石峠）、市のまちづくりにも寄与する一般府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線を含む綾部環状道路の整備促進のほか、主要地方道福知山綾部線、綾部大江宮津線、綾部美山線、舞鶴和知線等の未改良箇所の整備促進などが求められている。

イ 生活道路の整備

生活道路については、引き続き市道宮代豊里線の踏切付近の拡幅改良を進めるとともに、市道野田須知山線及び市道上野試験場線の改良に着手した。

今後も、緊急性や重要度などから計画的に道路の整備や改良を行うとともに、歩行者や車の安全を確保するため交通安全施設の整備を行う必要がある。また、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの適正な維持管理が求められている。

さらに、農道・林道については、経営の安定確保や作業効率の向上を図るため、交通ネットワークの一部として整備や機能維持を図る必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

広域幹線道路網の整備促進及び生活道路の計画的な整備や適切な維持管理に努め、歩行者や車が安全で快適に移動できる道路環境の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・京都府北部地域の高速道路ネットワークを充実するため、京都縦貫自動車道の4車線化整備を働きかけ
- ・国道27号整備促進期成同盟会と連携し、国道27号の早期改良整備を国へ働きかけ
- ・福知山綾部線や小浜綾部線、綾部大江宮津線、舞鶴和知線、綾部美山線などの主要地方道及び上杉和知線などの一般府道の早期整備を京都府と連携し推進
- ・四尾山南側地域のまちづくりを進めるため、安場田野線、三俣綾部線、広野綾部線などからなる綾部環状道路の実現に向けた取組の推進を京都府と連携し推進
- ・必要性の高い市道から計画的な整備や老朽化対策を推進
- ・宮代豊里線（井倉踏切）や野田須知山線、高津小貝線の幹線道路整備を推進
- ・段差解消や歩車道分離などバリアフリー化に努めるとともに、通学路などの交通安全施設整備を推進
- ・綾部市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの整備を推進
- ・定期的な農道や林道の点検と整備を推進

- ・ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を推進
- ・市道除雪及び凍結防止剤の散布・設置により、冬期の安全な道路環境を確保

（２）交通

① 現況と問題点

バスについては、経営破たんした民間事業者の廃止代替路線を補完する形で、2005（平成 17）年 4 月に綾部市コミュニティバス「あやバス」の運行を開始した。以来、於見市野瀬線を除く 8 路線が綾部市立病院と J R 綾部駅に乗り入れ、市民の生活に欠かすことのできない移動手段として定着している。

年間乗車人数については、人口減少や少子高齢化、2018（平成 30）年 7 月の大規模災害、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、2021（令和 3）年度は約 15 万人にとどまっている。

また、高齢化等により、ラストワンマイル、公共交通空白地解消の必要性が高まっており、タクシー事業者などの地域交通事業者との連携や地域が主体となった移動手段の導入支援が必要となっている。

鉄道については、本市は J R 山陰本線と J R 舞鶴線の結節点となっており、交通網の要となっている。2010（平成 22）年 3 月に京都－園部間の複線化が完成し、一定の利便性の向上が図られたが、園部以北についても引き続き、更なる利便性を向上させるため、複線化や I C カードの全駅導入など、利用者の増加や利便性の向上に向けた取組を促進しなければならない。

今後は、京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）や J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（京都府、綾部市、南丹市、京丹波町）で策定した公共交通計画や、2022（令和 4）年度に策定する綾部市地域公共交通計画に基づき、利用者の満足度を高めるための交通手段を確保する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

あやバスについては、利用促進を図ることで持続的・安定的な運行を目指すとともに、更なる利便性の向上を図っていく必要がある。

また、地域の主要な拠点を結び基幹交通を担うあやバスと、自主運行バス等によるラストワンマイルの移動支援などを組み合わせて、役割分担を行いながら、地域の移動手段の確保に努める。

また、鉄道の利用促進を図り、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上
- ・自主運行バス等の運営を支援し、ラストワンマイルの移動支援を推進
- ・ＪＲ綾部駅周辺の環境整備や鉄道利用通学費補助事業などにより、鉄道利用を促進
- ・利用しやすいダイヤ編成、駅のサービス向上などを鉄道事業者へ働きかけ
- ・ＪＲ園部駅からＪＲ綾部駅間の複線化を鉄道事業者などへ働きかけ
- ・山陰新幹線の早期実現を鉄道事業者などへ働きかけ
- ・バスや鉄道などの移動がスムーズに行えるよう、移動支援システムを構築
- ・タクシー事業者などの地域交通事業者との連携を推進
- ・地域公共交通計画の策定など地域ニーズに沿った移動・交通システムを検討

(３) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 (道路)	○道路改良事業 生活道路改良・舗装 一式	綾部市
		○市道宮代豊里線整備事業 道路拡幅改良等 一式	綾部市
		○市道野田須知山線整備事業 道路拡幅改良 一式	綾部市
		○市道上野試験場線整備事業 道路拡幅改良 一式	綾部市
		○市道高津小貝線整備事業 道路拡幅改良 一式	綾部市
		○排水路整備事業 排水路整備 一式	綾部市
		○交通安全施設整備事業 交通安全施設整備 一式	綾部市
		○市道綾部工業団地線外街路樹伐採事業 街路樹伐採 一式	綾部市
		○通学路交通安全対策事業 通学路の安全対策を実施	綾部市
	(1)市町村道 (橋りょう)	○橋りょう長寿命化対策事業 橋りょう点検・修繕 一式	綾部市
		○跨道橋剥落防止対策事業 跨道橋剥落対策工事 一式	綾部市
	(2)農道	○跨道橋点検事業 跨道橋点検 一式	綾部市
	(3)林道	○林道君尾線整備事業 林道改修 一式	綾部市

		○跨道橋点検事業 跨道橋点検 一式	綾部市
		○林道橋点検事業 林道橋点検 一式	綾部市
(6)自動車等 (自動車)		○交通空白地有償運送事業 地域主体のNPO法人等が実施する交通空白地有償運送事業に対する補助	綾部市
		○市民マイクロバス車両更新事業 イベント等で使用されるマイクロバスの更新	綾部市
(8)道路整備機 械等		○除雪車両等整備事業 除雪機械・車両購入 一式	綾部市
(9)過疎地域持 続的発展特別事 業（公共交通）		○交通空白地有償運送事業 地域主体のNPO法人等が実施する交通空白地有償運送事業に対する補助	綾部市
		○あやバス運行事業 あやべ市民バスの運行に係る委託等	綾部市
		○綾部市地域公共交通活性化協議会事業 綾部市地域公共交通活性化協議会が実施する各種補助金に対する補助	綾部市
(10)その他		○綾部環状道路整備促進事業 道路整備と併せて今後のまちづくりの将来像を検討	綾部市
		○綾部駅北駐輪場整備事業 駐輪場整備 一式	綾部市
		○綾部駅北シェルター整備事業 施設整備 一式	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

6 生活環境の整備

(1) 上水道事業

① 現況と問題点

上水道事業は、給水を開始してから 60 年以上が経過し、老朽化している施設の更新事業費の増大、大規模災害への対応、人材・技術力確保などの問題が生じている中、2015（平成 27）年度に策定した綾部市水道事業ビジョンに基づき持続・安全・強靱を柱に事業を実施している。

今後事業を継続していくため京都府が策定した京都水道グランドデザインに基づき、京都府北部 5 市 2 町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）の広域連携の取組等を検討しているが、人口減少により料金収入が減少する中、事業実施に係る財源の確保が重大な課題となっている。

② その対策

〈目指す目標〉

安全で強靱かつ持続可能な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な水を安定的に供給する。

〈目標に向けた方策〉

- ・老朽化した施設・設備について適切な施設配置を検討し、更新や耐震化などを推進
- ・水質検査計画に基づき、水質管理の徹底による安全・安心な水を供給
- ・配水施設改良工事や公共下水道工事に合わせ、老朽管の布設替えを計画的に推進
- ・緊急対応時の人員体制や必要資材の確保と、関係機関や水道関連事業者との協力体制の確立など危機管理体制を充実
- ・料金改定を含めた上水道事業の健全な経営を推進
- ・水道未普及地解消に向けた整備手法を検討
- ・水道事業の安定的、持続的な経営を目指すことを目的とし、京都府北部圏域5市2町のスケールメリットを生かした広域連携の取組を検討

(2) 下水道事業

① 現況と問題点

公共下水道事業においては、公共下水道整備計画区域内の未普及地における早期完成に向けた管渠整備の促進を図らなければならない。また、ストックマネジメント計画に基づく処理場等下水道施設の改築・更新を計画的に実施していかなければならない。さらに施設等の広域化・共同化に向けた検討を行い維持管理費の削減に努めていかなければならない。

農業集落排水事業においては、整備が完了し維持管理主体の事業となることから、適正な水質管理を行うために、老朽化する施設の長寿命化計画を策定し、施設を効率よく維持管理できるよう、検討・実施していかなければならない。

浄化槽設置事業については、広報等により事業啓発等を行い、生活環境整備を進めるため、更なる普及を進めていく必要があるが、一方で維持管理において多額の費用が必要となるため、財源確保が重要な課題となる。

いずれの事業においても、多額の費用が必要となるが、今後、公共下水道事業・浄化槽設置事業の整備が進むことで、普及率・水洗化率の向上による使用料の増収は見込めるものの、人口減少による水需要減少や節水器具の普及などにより、使用者当たりの有収水量は減少することが予想される。

今後事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況が見込まれる。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、新綾部市水洗化総合計画を基本に地域の特性に応じた手法で、計画的・効率的な整備の推進により、水洗化の普及拡大に努め、快適で住みよい環境づくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・公共下水道計画区域における効率的な下水道の整備を推進
- ・綾部市下水道ストックマネジメント計画に基づき、綾部浄化センターなどを改築更新
- ・京都府との連携による広域化・共同化を推進
- ・供用開始済地域における未接続家屋の早期水洗化に向けた啓発
- ・処理場における適正な水質管理を推進
- ・公共下水道計画区域内で、当分の間整備が見込まれない地域において、合併処理浄化槽（個人設置型）による水洗化を促進
- ・集合処理計画区域以外の地域において、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）により、市が合併処理浄化槽を設置し、水洗化を促進
- ・公営企業会計へ移行した下水道事業の健全な財政運営を推進
- ・生活排水による水質汚濁防止の啓発と水洗化の推進による水辺環境の保全

（３） 廃棄物処理

① 現況と問題点

ごみ減量とリサイクルについては、綾部市リサイクル推進員や綾部市環境市民会議とも連携する中で、その推進に努めており、可燃ごみは減少しているが、不燃ごみは横ばいといった状況にある。

市のごみ処理については、分別の徹底によるごみ減量とリサイクルを推進するとともに、施設を計画的・適切に維持管理し、安定したごみ処理を行っていく必要がある。

また、し尿処理については、公共下水道等の整備や人口減少が進む見込みの中、老朽化している施設の今後の在り方等を検討していく必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

環境への負荷を低減する暮らしの実現に向けて、市民や地域全体で環境保全活動に取り組んでいく社会の構築を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・クリーンセンター等の適切な維持管理と、ごみの適正な処理

- ・ごみ出し困難者への支援を推進
- ・3Rの活動を一層推進し、ごみ減量・分別・資源化を促進
- ・不法投棄や野焼きなどを防止するため、啓発活動や指導を実施
- ・産業廃棄物の適正処理を図るため、京都府などと連携し、啓発や監視、指導を実施
- ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正処理を推進
- ・し尿処理施設の適切な維持管理と、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理

(4) 斎場・共葬墓地

① 現況と問題点

斎場や墓地は社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にとってやすらぎと尊厳のある施設として利用されており、良好な環境を保つための維持管理が求められる。

今後も、計画的な改修・適切な維持管理により安全な稼働を行う必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

厳粛な儀式にふさわしい施設として、斎場・共葬墓地の適正な管理運営に努める。

〈目標に向けた方策〉

- ・斎場の適切な維持管理と安全な稼働及び利便性の向上
- ・共葬墓地を適切に維持管理

(5) 防災

① 現況と問題点

近年、大規模な自然災害が毎年のように全国で発生しており、地震や土砂災害等による不測の事態はいつ起こるか分からない状況である。また、新型コロナウイルスなどの感染症に対する対応の強化も必要になっている。

脅威は自然災害だけではなく、本市は高浜、大飯発電所のUPZ圏内に位置しており、起きてはならない原子力災害に備える必要がある。また、昨今の国際情勢の緊張の高まりにより、日本近辺を含めた世界各地で身勝手な武力活動が行われている。これらの脅威から市民の生命や財産を守る責務がある。

こうした状況の中で、全国的な防災意識は以前にも増して高まっており、災害に強いまちづくりを行っていくには、地域や関係機関とのつながりによる地域防災力の向上が重要になっている。

平成30年7月豪雨災害では、本市に甚大な被害をもたらし、河川の増水

や内水による住家の浸水や道路、河川、農地・農業用施設、林道の損壊・損傷などのほか、東八田地区の施福寺では、土砂災害により家屋が倒壊し、3人の方が亡くなられた。

二度とこのような悲劇を繰り返さないよう、防災対策の基本指針となる綾部市地域防災計画を定期的に見直し、地域の強靱化を図る上での計画目標やリスクなどへの対応方策を定めた綾部市国土強靱化地域計画をもとに防災体制の強化に努めるとともに、自主防災活動の育成・支援を行うことにより、少子高齢化、過疎化が懸念される自主防災力の強化を図っている。

同時に、情報発信体制の整備、備蓄物品の充実、公共施設の改修などのハード対策や、ハザードマップによる災害リスクの理解促進や避難行動タイムラインの作成推進などを行うことにより、いつ起きるか分からない災害への備えを充実させている。

② その対策

〈目指す目標〉

自然災害や新たな感染症による被害を軽減するため、総合的な防災・予防対策の推進や防災関係機関などと連携した危機管理体制の強化を図るとともに、防災訓練を実施するなど、防災・減災意識を高める取組を推進する。

また、市民・事業者・行政が一体となって「自助」「共助」「公助」による防災力の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・災害予防や災害の応急対策など防災・減災体制を強化
- ・一般災害や原子力災害に備え、防災拠点の機能を強化
- ・防災関係機関などと日常的に情報交換を行い、連携を強化
- ・市民生活を脅かす新たな感染症の発生に対応するため、関係機関と連携し、危機管理体制及び感染症対策を強化
- ・総合防災訓練の実施や啓発冊子の配布、ホームページの充実など防災意識を啓発
- ・様々な広報手段を活用した適時適切な情報伝達体制を充実
- ・避難所の備蓄物資や感染症対策資材などの充実と運営体制の強化
- ・自治会や自主防災組織と連携し、地域防災力の向上を推進
- ・原子力防災体制の強化を図るとともに、訓練や研修などを通じた防災意識の普及啓発
- ・綾部市国民保護計画に基づき、外国からのテロ攻撃、武力攻撃など有事への適切な対応を推進
- ・綾部市災害ボランティアセンターと連携し、人材の育成や訓練・研修会を実施
- ・学校・幼稚園・保育所などにおいて、様々な災害を想定した避難訓練を実

施

- ・災害発生時には防災関係機関をはじめ、自治会や自主防災組織、災害ボランティアセンターなどと連携し、総力をあげて災害復旧・復興に対応
- ・災害時に援護を必要とする障害のある人や高齢者などについて、あんしんカード（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画の活用により、地域支援者との連携による避難体制を強化
- ・農業用ため池の適切な管理とハザードマップの活用による地域住民の防災意識向上を推進
- ・急傾斜地崩壊対策事業や砂防対策事業などによる避難所や民家の安全対策を促進
- ・森林災害を未然に防ぐため、治山事業と森林経営管理制度や京都府豊かな森を育てる府民税を活用した林地の保全を推進
- ・違法伐採防止の啓発と適正な林地開発指導を実施
- ・原子力災害時における避難路（小浜綾部線、上杉和知線、舞鶴和知線、綾部美山線などの府道）の早期拡幅整備を促進
- ・由良川堤防改修（並松地区）の早期完成と越水対策工事等を促進
- ・京都府管理河川について、必要な河川改修及び治水対策を促進
- ・綾部市管理河川について、必要な河川改修及び治水対策を推進
- ・内水被害の軽減を図るため、総合的な雨水対策を推進
- ・老朽化が進む農業用ため池の改修及び利用されていない農業用ため池の廃池を推進
- ・木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修費補助事業の利用促進に努め、木造住宅の耐震化を促進
- ・公会堂などの耐震診断や耐震改修工事の補助による耐震化を促進
- ・生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家などの対策を推進
- ・特定空家等除却費補助金を活用し、特定空家等の除却を推進
- ・災害時の相互応援協定など、消防・救急や災害に備えた連携を推進

（６）消防

① 現況と問題点

消防体制は、国の示す「消防力の整備指針」をもとに整備強化に努めるとともに、消防本部として消防署、上林出張所を配置し消防団と相互に連携を図りながら地域の消防体制を維持している。

常備消防においては、消防・救急活動や火災予防思想の普及や防火意識の高揚などに努めるとともに、車両、資機材の計画的な更新や施設の年次的な整備、適正な維持管理を図ることにより、消防・防災体制の充実強化に努めている。

消防力や救急体制の充実強化に向けて、近年の複雑多様化、高度化する各種災害に対応できるよう職員の技術向上、専門知識の習得を計画的に推進し、

消防力の維持向上を図っていく必要がある。また、防災拠点である消防施設や車両、資機材の維持、整備を計画的に進める必要がある。

非常備消防においては、消防団は地域防災力の要として重要な役割を担っており、各種訓練や研修を行い団員の安全管理体制の強化や消防団協力事業所、消防団応援の店制度の導入により活動環境を改善し、消防団施設や車両など年次的な整備を図るとともに消防団員の確保に努めている。しかし、近年では過疎化、少子化による団員の高齢化や団員数が減少し、団員の維持・確保が大きな課題となっている。今後も訓練や研修により資質の向上を図り消防団の充実強化に努めながら地域防災力の向上を図っていく必要がある。

消防水利においては、国の示す「消防水利の基準」を指針として整備強化を年次的に進めており円滑な消防活動の確保に努めているが、消防水利の設置が十分でない地域や設置から年数が経過しているものもあり、消防活動に支障を生じないため計画的に整備する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の生命、身体及び財産を守るため、火災や事故、自然災害、救急業務に対し、計画的な人材育成や消防資機材の整備を図るとともに、関係機関との連携や市民との協働による消防救急体制の確立に努め、安全・安心なまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・保健福祉関係者を対象に防火指導員養成講座を開催し、高齢者などの防火安全対策を強化
- ・学校・幼稚園・保育所などで防火教室を開催し、火災予防啓発を推進
- ・住宅用火災警報器の設置や日常点検の実施について普及・啓発を推進
- ・事業所、自治会などと連携し、防火訓練や防火座談会を行い、地域の防火安全対策・体制を強化
- ・防火防災協会や危険物安全協会など関係機関との連携による防火・防災力を強化
- ・少年少女消防クラブの活動を通じ、火災予防思想の普及や防火意識の高揚を図り、安全なまちの担い手を育成
- ・防火水槽などの消防水利を計画的に整備
- ・法令で義務付けられた消防用設備などが未設置の不特定多数の方が利用する施設について、利用者の安全確保と違反是正を推進
- ・各種教育訓練を実施し、高度な専門知識や消防技術、現場対応力を向上
- ・消防車両や資機材など、消防施設・設備を計画的に整備
- ・火災や自然災害、新たな感染症などに迅速かつ安全に対応できるよう、装備や消防本部体制を充実

- ・消防団、地域、行政が一体となり、消防団員の入団促進に努め、消防団体制を強化
- ・重機操作などの特殊な技能を持つハイパー消防団員を充実
- ・女性消防団員による広報活動や各種講習などの活動を推進
- ・消防団施設や消防団車両等の整備・更新を計画的に推進し、自然災害にも対応した消防団装備を充実
- ・消防団協力事業所や消防団応援の店の明示など、消防団活動への理解と協力が得られる環境づくりを推進
- ・救急救命士を養成し、医療機関などとの連携による迅速で高度な救命処置ができる体制を確保
- ・救急活動における現場到着時間の平準化の取組を推進
- ・応急手当インストラクターの協力のもと、普通・上級救命講習、応急手当普及員講習などを実施
- ・中丹メディカルコントロール協議会を中心に医療機関との連携を強化
- ・救急安心センターきょうとの利用促進により、適切かつ迅速な救急搬送体制を確保
- ・ドクターヘリと連携し、救命率の向上を図るとともに、後遺症の発生を軽減
- ・大規模災害や特殊災害などに迅速に対応できる装備の充実と隊員の育成
- ・京都府中・北部の消防本部と、指令業務などの共同運用に向けた取組を推進

（７）交通安全・防犯

① 現況と問題点

本市における交通事故件数は減少傾向にあるものの、事故類型別では追突事故が多く、交通事故の約４割が、高齢者が関係するものとなっている。

犯罪認知件数については増加傾向にあり、未施錠による盗難被害が多く発生している。また、特殊詐欺の予兆電話は依然多く、高額な被害も発生している。

こうした事故や犯罪に遭わないよう、綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会は、警察署をはじめ各関係機関と連携し、意識向上につながる街頭啓発活動や広報媒体を利用した広報活動を積極的に行っている。

② その対策

〈目指す目標〉

あおり運転をはじめとする悪質な事件や事故にあったり、市民が犯罪被害に巻き込まれたりしないように地域や行政、警察などが一体となって、交通安全や防犯意識の向上に努める。

また、複雑・多様化する消費者被害の解消に向けて消費生活に関する意識

の啓発や相談体制の強化を図るなど、安全で安心して暮らせる地域社会を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・街頭啓発や研修会などによる市民への交通安全意識の啓発や交通安全情報の提供
- ・放置自転車を減らすため、駐輪マナーを啓発
- ・交通事故に伴う法律問題などの相談業務を推進
- ・街頭啓発や研修会などによる市民への防犯意識の啓発や犯罪情報の提供
- ・交通安全灯の設置補助などによる夜間における通行の安全確保と犯罪の防止
- ・市民に対する暴力団排除を啓発
- ・ドライブレコーダー搭載車（あやべ見守りC A R）や防犯カメラを活用した、まちの見守り活動を推進
- ・複雑・多様化する消費者被害に対応するため、専門家や関係機関と連携し、消費生活センターにおいてきめ細やかな相談を実施
- ・街頭啓発や巡回広報活動など消費者被害に対する情報提供と出前講座を実施

（８）住環境

① 現況と問題点

市全体の人口減少、高齢化や過疎化は進行し、人口の減少は市街地でも見られる状況となっており、商業・業務施設や各種の都市機能は一定中心市街地に集積しているが、空き地や空き家などの増加により空洞化が進み、人口の低密度化が進んでいる状況である。

このまま市街地の低密度化が進行すると、市民生活を支えるサービス施設の維持に必要な利用圏人口の確保が困難となる恐れがあり、市全体の活力低下が懸念されている。

また、市内立地企業の人手不足により、有効求人倍率は高い水準となっており、市内の従業員向けアパートなど住まいの確保が課題となっている。

また、農村地域においては各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成しているが、日用品などを販売する店舗もほとんど見られない状況にあり、地域コミュニティの衰退が危惧されている。このため、土地利用の可能性を広げ地域特性に応じたまちづくりを推進しているが、生活に必要な各種の機能を確保するため、都市機能が集積する中心市街地とのネットワークの維持・確保が課題となっている。

市営住宅については、綾部市営住宅基本計画に基づき新たな住宅の整備を計画的に推進し、府営住宅とあわせ、適正な公営住宅戸数を確保する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

都市機能の充実を図り魅力ある中心市街地を形成するとともに、農村地域の豊かな自然を生かした生活環境の保全により誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・立地適正化計画に基づき、都市機能の充実と適正配置によるまちなかへの居住誘導を図るとともに、中心市街地の未利用地の活用を促進
- ・適切な人口密度が維持された市街地の形成を目指すため、新たな宅地の確保を検討
- ・関係団体との連携を強化し、民間所有地の産業用地・住宅用地への流動化を促進
- ・都市の骨格形成のため、環境、防災、安全に配慮した都市計画道路の計画的な整備を推進
- ・災害復旧などに有効な地籍調査を計画的に推進
- ・公営住宅の計画的な建替えや適正管理、借上型市営住宅の整備を進め、用途廃止団地にある老朽住宅の整理と跡地の利活用を検討
- ・府営住宅の建替えや改善などによる供給戸数の維持を京都府へ働きかけ
- ・土地利用や建築物の現況、道路や公園等の都市施設の状況を調査

(9) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 (上水道)	○水量水質安定的対策事業 施設更新 一式	綾部市
	(2) 下水処理施設 (公共下水道)	○公共下水道整備事業 公共下水道整備 一式	綾部市
		○下水道整備長寿命化対策事業 浄化センターの電気設備等の改築更新、水処理施設の改修	綾部市
		○工業団地水処理センター統合事業 綾部第2浄化センターへの統合を推進	綾部市
	(2) 下水処理施設 (その他)	○特定地域生活排水処理事業 合併処理浄化槽整備計画区域の水洗化を促進	綾部市
		○農業集落排水処理事業 農業集落排水整備計画区域の水洗化を促進	綾部市
		○綾部工業団地マンホールポンプ更新事業 マンホールポンプ更新 一式	綾部市

		○汚水処理効率化事業 し尿等の公共下水道への受け入れに必要な施設の建設	綾部市
		○合併処理浄化槽設置費補助事業 生活雑排水による水質汚濁を防止するための浄化槽設置に対する補助	綾部市
		○地域水洗化推進補助事業 集合住宅又は事業所の生活雑排水を処理するための浄化槽設置に対する補助	綾部市
	(3) 廃棄物処理施設（ごみ処理施設）	○クリーンセンター大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○塵芥車更新事業 車両更新 一式	綾部市
	(3) 廃棄物処理施設（し尿処理施設）	○し尿汚水処理効率化事業 し尿等を公共下水道で受け入れるために実施する希釈施設整備に係る負担	綾部市
		○衛生公苑大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(4) 火葬場	○斎場改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(5) 消防施設	○消防車両整備事業 消防車両・救急車両等整備 一式	綾部市
		○防災基盤整備事業 消防施設整備 一式	綾部市
		○消防団活動支援事業 消防団設備整備 一式	綾部市
		○消防救急デジタル無線設備整備事業 消防救急デジタル無線設備整備 一式	綾部市
		○通信機器整備事業 消防救急通信指令システム設備整備 一式	綾部市
		○京都府中・北部地域消防指令事務協議会事務事業 京都府中・北部地域共同運用に係る整備 一式	綾部市
		○災害対応ドローン整備事業 災害対応ドローン整備 一式	綾部市
	(6) 公営住宅	○市営住宅借上事業 借上型市営住宅の提供及び老朽住宅の除却	綾部市
		○市営住宅水洗化事業 市営住宅水洗化 一式	綾部市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（生活）	○飲用井戸等整備補助事業 飲用井戸等の給水施設整備及び水質検査に対する補助	綾部市
		○下水道接続促進事業 水洗化促進のため、低所得世帯に対して、排水設備接続工事費用の一部を補助	綾部市

		○まちなか空間向上計画策定事業 まちなか居住を推進するため、まちづくりプランを策定	綾部市
		○環境基本計画・温対実行計画策定・再エネ促進区域調査事業 地球温暖化防止対策実行計画を含めた第4次綾部市環境基本計画を策定するとともに、再生可能エネルギー促進区域調査を実施	綾部市
		○個別避難計画作成事業 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の個別避難計画を策定	綾部市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（環境）	○公共下水道全体計画策定事業 公共下水道全体計画の見直し及び事業認可の変更、汚水処理事業の効率化	綾部市
		○雨水対策事業 雨水出水浸水想定区域の指定、雨水管理総合計画の策定、局所浸水対策基本設計	綾部市
		○下水道事業経営戦略改定事業 下水道事業経営戦略の改定	綾部市
		○農業集落排水事業 農業集落排水の処理場の最適整備構想を策定	綾部市
		○高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業 ごみ出し困難者への支援	綾部市
		○生ごみ処理機購入費補助事業 ごみ処理機の購入に対する支援	綾部市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（防災・防犯）	○コミュニティ施設耐震診断費補助事業 コミュニティ施設の耐震化を促進するため、自治会等が実施する耐震診断を支援	綾部市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	○上水道事業会計補助事業 過去の簡易水道未繰出金相当額及び上水道繰出金先送り分の繰出し	綾部市
		○都市計画基礎調査事業 都市計画の立案や各種計画策定の基礎資料として活用するための状況調査	綾部市
	(8) その他	○普通河川等整備事業 河川整備 一式	綾部市
		○緊急浚渫推進事業 土砂浚渫 一式	綾部市
		○地籍調査事業 地籍調査を市全域で計画的に実施	綾部市
		○災害時応急対策整備事業 災害時の避難所停電対策として非常用発電機等を整備	綾部市
		○避難誘導標識設置事業 避難所及び避難場所付近の幹線道路に避難誘導標識を設置	綾部市
		○防災行政無線維持管理事業 耐用年数が経過した防災行政無線の更新	綾部市
		○危機管理センター整備事業 災害に対応するためのオペレーション機能等を集約した危機管理センターを整備	綾部市
		○緊急時避難円滑化事業 原子力災害時の緊急避難における検査等実施場所の整備	綾部市
		○急傾斜地崩壊対策事業 府が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担	京都府

		○市営共葬墓地区画整地事業 市営共葬墓地区画整地を実施	綾部市
--	--	--------------------------------	-----

(10) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上

(1) 子育て環境の確保

① 現況と問題点

人口の減少や出生率の低下による急速な少子化、核家族化、人間関係の希薄化等が進み社会全体において子育て力が低下する中で、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、子育ての負担や不安、孤立感等、様々な問題を抱えている。本市では、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援新制度を踏まえ、あやべっ子すこやかプラン（第2期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び第3期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画、綾部市子どもの貧困対策計画）を策定し、子どもの育成や子育て支援施策を総合的・計画的に進めている。

市内に9か所ある保育所・認定こども園については、待機児童は発生していないものの、保育ニーズの多様化、施設の老朽化に対応するため、各園が実施する施設改修等を断続的に支援する必要性が生じている。児童館についても施設の老朽化、設備や機能の陳腐化が顕著で、計画的な施設改修や設備等の更新が必要である。

また、すべての子どもたちが社会の保護のもとに育成されるように、児童虐待防止等のための関係機関のネットワークや地域の連携体制の充実が求められており、ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、様々な悩みや不安の解消と自立を促す取組が必要である。

障害や発達に支援が必要な子どもに対しては、一人ひとりの障害等の状況に応じた適切な保育・療育・教育の推進とともに、養育する保護者が安心して子育てができる支援体制の充実や支援拠点施設を整備する必要がある。

このほか、核家族化や女性の社会進出、住民ニーズの多様化に伴い、放課後子ども総合プランに基づく放課後学級の充実が望まれており、子育て世代への支援や、放課後における児童の健全な育成という観点から、本市では、全小学校区に放課後学級を整備したところであるが、施設の老朽化や支援員の確保などの課題に対処する必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

総合的、計画的な子育て環境の充実に努め、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目ない支援を行い、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、それぞれの子どもの個性と可能性を育むことができる地域社会を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・子育て家庭が孤立しないよう、子育てに関する正しい情報の提供や相談の場を確保
- ・家庭児童相談室において、児童虐待の未然防止をはじめ、家庭相談員及び保健師などによる相談・援助活動を推進
- ・民間保育所などが行う未就園児の家庭の子育て相談・援助活動を支援
- ・安心して育児休暇を取得し、職場復帰できる環境をつくるため、企業啓発や労働者に対する情報提供を実施
- ・男性の積極的な家事・育児への参画促進に向けた啓発を実施
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの周知に努め、利用を促進
- ・児童センターなどの活動の充実に図り、健全な遊びや活動の場を確保
- ・子育て支援グループの育成などを推進
- ・地域子育て支援センターが実施する、コミュニティサロンの開催など交流の場の確保を支援
- ・子育て世代が安全に余暇時間を過ごし、新たな交流を深めることができる子育て支援拠点施設を整備するとともに適正な運営を実施
- ・京都府と連携し、子育て家庭をサポートする人材を育成・活用
- ・綾部市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携し、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を実施
- ・不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療費を支援
- ・子育て支援医療制度等により、乳幼児・児童などの健康保持・増進及び子育て家庭の経済的負担を軽減
- ・児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化、保育所等副食費支援などにより、子育て家庭の経済的負担を軽減
- ・保育環境を充実するため、市立保育所の施設整備や職員の資質向上などを推進するとともに、認定こども園などが行う施設整備や職員の確保・資質向上、通園対策などを支援
- ・延長保育、一時預かり、病児保育など、各種特別保育を推進
- ・発達上支援を要する児童の保育を保障するため、加配保育士の配置を行うとともに、専門職員の資質の向上など保育内容を充実
- ・発達上及び家庭環境などで支援を要する児童に対して、子育て支援推進保育士を配置し、家庭と連携した児童の発達支援を推進
- ・保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園への移行を促進

- ・乳幼児や小学生の児童の保護者を会員とし、児童の預かりなどの育児の援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を推進
- ・保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を実施
- ・昼間保護者が家庭にいない児童のための放課後児童健全育成学級を適切に運営
- ・放課後学級の施設及び運営体制の充実
- ・発達障害などにより、集団生活が苦手な児童の早期発見・早期療育を支援
- ・発達上支援を要する就学前児童に対して基本的生活習慣や集団生活適応プログラムを実施するとともに、保護者に対して、家庭療育上の助言・指導を実施
- ・児童の発達を総合的に支援する拠点施設の整備
- ・母子・父子自立支援員などによる生活や就労の相談及び支援
- ・児童扶養手当の支給や自立支援教育訓練給付金の交付などにより、経済的負担を軽減
- ・医療費の助成により、ひとり親家庭の健康保持及び福祉の増進
- ・多子世帯が居住または三世代同居、近居をするための住宅確保に対する支援

（２）高齢者等の保健及び福祉

① 現況と問題点

2020（令和２）年国勢調査の高齢化率は38.7%で、全国の高齢化率28.6%や京都府の高齢化率29.3%と比べて約10%高く、高齢化が著しく進んでいる。2021（令和３）年度からスタートした第9次綾部市高齢者保健福祉計画の将来人口推計においても、総人口及び高齢者人口は既に減少傾向にあるものの、後期高齢者人口は当分の間、増加する見込みであるなど、高齢化率のピーク時には40%を超えると予測される。

そのような状況の中、要介護状態になっても、住み慣れた地域で高齢者が自分らしく尊厳を持って暮らしていけるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、より機能的に連携を進める中で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策推進大綱に基づく取組を推進する必要がある。

また、保健事業と介護予防等の一体的実施による健康寿命延伸の取組のほか、市内には特別養護老人ホームをはじめとする入所系、居住系サービス事業所が複数あるが、現在、相当数の入所待機者がおられることから、計画的にサービス基盤の整備を図る必要がある。

さらには、近年、全国各地で発生する自然災害の状況や新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、新しい生活様式に対応した交流等も含め、安全・

安心の視点をもって、各種取組を進める必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

高齢者の「健康寿命の延伸」や社会参加などを促進するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進を目指す。

市民が主体的に健康づくりに取り組み、健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療を図るため、特定健康診査や各種がん検診の受診率が向上するよう、地域・企業と共に支援するまちづくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・介護サービスの利用の仕方及び保険料賦課などの仕組み、給付サービスの周知を進め、介護保険制度を啓発
- ・介護人材の育成、確保の支援及び介護サービスの質の向上を目的に、修学資金の貸与、家賃補助及び研修受講支援、介護サービス相談員の派遣などを実施
- ・地域包括支援センターをはじめ医療・介護の専門機関や地域の関係機関が連携し、介護予防と要介護状態の重度化を防止するために適切なケアマネジメントによる適正な介護保険サービスの利用を促進
- ・介護予防の取組をはじめ、保健・医療・介護・福祉サービスを切れ目なく利用できる地域包括ケアシステムを推進
- ・認知症サポーター養成講座など認知症に関する啓発に努め、認知症予防から早期発見、早期対応、家族支援まで一貫した対策を実施
- ・介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を支援
- ・介護用品支給事業、介護者リフレッシュ事業、介護者家族教室などにより、在宅介護を支援
- ・清山荘、ふれあいの家、かんばやし交流館などを高齢者の健康増進、教養向上やレクリエーションの取組の場として活用
- ・高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブが行う健康増進や教養の向上につながる活動を支援
- ・市民が自主的に地域で取り組むサロンなどの介護予防活動の支援と地域リハビリテーション活動を推進
- ・高齢者の健診の実施や、保健事業と介護予防などの一体的な実施体制を構築し、データの分析、活用を行い、フレイル予防や重症化予防を推進
- ・健康に対する意識を高め、健康体操や食生活改善、健康に関する正しい情報の普及啓発を推進
- ・綾部市立病院をはじめとする医療機関や（株）水夢などと連携し、健康づ

くりを推進

- ・健康づくりに対する意識の高揚を図るため、あやべ食育・すこやかフェスティバルなどの健康増進イベントを実施
- ・健康づくりの取組を支援する企業や団体を増やし、社会全体で支援する体制づくりを推進
- ・コミュニティナースによる地域活動を通し、健康づくりを支援
- ・妊娠・出産に起因する疾病の予防や早期発見を図るため、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などを実施
- ・母子の健康保持と安心して子育てができるよう、母子保健情報の電子化を推進し、産後ケアや成長発達の各段階に応じた保健指導、育児相談を実施
- ・データの活用による個人や集団の特性に応じた健康相談や健康教育を実施し、生活習慣病の予防や介護予防を推進
- ・各種健（検）診を実施し、生活習慣の改善や疾病の早期発見、早期治療、重症化予防を推進
- ・食生活改善推進員の育成と養成により、各地域での市民主体の食を通じた健康づくりを支援
- ・感染症予防についての知識の普及・啓発を行うとともに、新たな感染症については京都府と連携を図りながら感染予防などの啓発を推進
- ・定期予防接種を行い、感染症の予防と蔓延の防止
- ・関係機関との連携などにより、次世代の献血者育成や献血思想の普及・啓発を推進

（３）その他福祉

① 現況と問題点

社会福祉の分野については、近年の複雑・多様化する福祉的課題に対して、各種福祉制度の創設や見直し等により公的サービス等の充実を図る一方で、社会福祉施設やボランティア、自治会組織や行政など多様な組織が連携し、それぞれの地域の特性に合わせて、お互い支え合い、つながり合える自助、互助、共助、公助による地域づくり進められてきた。

今後さらには制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な組織団体が「我が事」として課題解決に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる地域共生社会の実現が求められている。

障害者福祉の分野については、本市には３千人を超える障害のある人がおられ、その人数は年々増加傾向にある。障害のある人も社会を構成するかけがえのない一員であるが様々な社会的障壁によりその暮らしや活動が制限されている。その障壁も事物、制度、慣行、観念と多岐にわたり、幅広い分野での支援が必要となっている。

自殺対策の分野においては、本市の自殺率は全国平均を下回っているが毎

年一定数を占めている。2018（平成 30）年度に市民を対象に実施した「こころの健康に関する市民に意識調査」では、「自殺対策は自分自身に関わる問題である」と考えていない市民の割合が 50%を超えており、今後も継続して誰もが自殺の当事者となりうることについての理解や自殺に関する正しい知識を広める必要がある。

② その対策

〈目指す目標〉

自助、互助、共助、公助の取組や支援により、高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人が、社会を構成する一員として尊重し合い、生きがいを持って暮らせるなど、誰もが住みよい地域共生社会の実現を目指す。

障害のある人が自らの意思で社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう、あらゆる方面からの支援に努める。

また、綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例の理念に基づき、誰もが障害の有無に関わらず、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域・学校・職場などにおける障害者福祉に関する教育や研修を推進
- ・手話・要約筆記などの養成講座や研修会を開催するとともに、支援体制のネットワークを強化
- ・障害者相談支援事業所において、相談支援体制を強化
- ・障害のある人に対する防犯・防災対策を推進するとともに、緊急時の支援体制を確保
- ・障害のある人が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付費など障害者総合支援法に基づき、各種サービスを適正に実施
- ・医療的ケアなどを必要とする重度な障害のある人に適切な支援を行うとともに、介護を行う家族の負担を軽減
- ・医療費の助成により、重度な障害のある人の健康保持と障害者福祉の向上
- ・障害福祉サービス事業所が行うグループホームなどの整備を支援するとともに、長期の入院・入所から地域生活への移行や障害のある人の一人暮らしを支援
- ・障害と障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報・啓発を実施
- ・言語としての手話の理解浸透と、多様な障害の特性に応じたコミュニケーション手段の活用を推進
- ・障害のある人が自らの意志で自由に外出ができるよう、移動支援を充実
- ・地域活動支援センター事業において創作的な講座などを実施し、障害のある人の社会参加を促進

- ・精神障害のある人に対してグループワークを実施するなど、社会復帰を促進
- ・企業やハローワークなど関係機関と連携し、障害のある人の一般企業等への就職・定着を促進
- ・障害のある人の就労支援施設での訓練を支援
- ・スポーツやレクリエーション、文化芸術活動に障害のある人が積極的に参加できるよう支援
- ・すべての人がいきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向け広報・啓発活動を推進
- ・地域・学校・職場などにおける福祉に関する教育や研修を充実
- ・(福)綾部市社会福祉協議会、綾部市民生児童委員協議会など、福祉活動を実施する団体と連携・支援
- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員などによる高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯への訪問活動を実施
- ・高齢者の見守り活動やふれあいサロン活動の取組支援などにより、地域生活支援のネットワークづくりを推進
- ・災害時や緊急時に備え、一人暮らしの高齢者や障害のある人など要支援者の情報共有を図るため、緊急通報装置の利用やあんしんカード（避難行動要支援者名簿）、個別避難計画、救急医療情報キットの取組を推進
- ・子どもと高齢者が交流するシルバー・チャイルドハウス事業や登下校時の見守り活動などによる世代間交流、子育て支援を促進
- ・あらゆる場面でユニバーサルデザインの視点を取り入れるとともに、公園・道路や公共施設などのバリアフリー整備と心のバリアフリーを推進
- ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、啓発活動・ゲートキーパー養成などの施策を推進するとともに、相談支援体制を充実
- ・(特非)あやべ福祉フロンティアなどと連携し、高齢者や障害のある人が安心して移動できるよう、移送サービスなどを推進
- ・認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、成年後見制度の適切な利用を推進するとともに、権利擁護支援のための協議会を設置
- ・複雑多岐な問題に係る相談・支援の充実を図るため、ケースワーカーの資質を向上
- ・経済的に困窮する世帯やひきこもり当事者・家族に対して、自立相談支援事業の実施などにより自立を支援し、適切に関係機関につなぐとともに、必要な世帯には生活保護を適用
- ・貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、教育、経済、生活、保護者に対する就労などの支援を推進
- ・ハローワークなどとの連携や就労支援員の配置により、相談活動や就労支

援を推進

- ・一時的に家計が窮迫する世帯に、くらしの資金の貸し付けを実施
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築
- ・高齢者、障害のある人が慣れ親しんだ地域で安心して生活するための環境整備を推進

(4) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福祉施 設 (保育所)	○物部保育園改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○吉美こども園整備事業 社会福祉法人が実施する園舎の改築に対する補助	社会福祉法人
	(1) 児童福祉施 設 (児童館)	○児童館改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(2) 認定こども 園	○吉美こども園整備事業 社会福祉法人が実施する園舎の改築に対する補助	社会福祉法人
	(3) 高齢者福祉 施設 (老人ホーム)	○地域密着型サービス等整備等助成事業 介護サービス事業者が行う施設整備に対する補助	社会福祉法人等
	(3) 高齢者福祉 施設 (その他)	○清山荘改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(5) 障害者福祉 支援 (障害者支 援施設)	○こども発達支援拠点施設整備事業 療育教室等の障害児支援を総合的に実施できる体制を構築	綾部市
	(5) 障害者福祉 支援 (その他)	○障害者グループホーム整備事業 障害者福祉施設整備に対する補助	NPO法人
	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (児童福祉)	○子育て応援住宅総合支援事業 多子世帯が居住または三世帯同居、近居をするための住宅確保に対する支援	綾部市
		○こども家庭支援相談室運営事業 ヤングケアラー支援体制構築のため、実態調査やコーディネーター (社会福祉士) 配置を実施	綾部市
		○子育て世帯訪問支援事業 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、訪問支援員 (ヘルパー) を派遣し家事・子育て等を支援	綾部市
		○放課後学級運営事業 放課後学級の質の向上を図るため、運営業務を外部委託	綾部市
		○地域子育て支援拠点施設運営事業 地域子育て支援拠点施設の運営業務	綾部市
		○民間保育所等補助事業 民間保育所等が実施する、園でのおむつ処分に対する支援	綾部市
		○物部保育園運営事業 園でのおむつ処分に対する支援	綾部市
		○出産・子育て応援事業 妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施	綾部市

		○保育所等副食費支援事業 国・府支援の対象とならない児童の副食費を支援	綾部市
		○インフルエンザ予防接種補助事業 インフルエンザ予防接種費用の一部を支援	綾部市
		○ペアレント・プログラム事業 子どもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成を支援	綾部市
		○子育て支援医療費支給事業 子育て世帯を支援するため、医療費支援を実施	綾部市
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	○権利擁護支援ネットワーク事業 地域連携ネットワークづくり及び権利擁護支援のための協議会を設置	綾部市
		○介護職員研修受講支援事業 介護職員のスキルアップ等を目的とした研修受講に対する支援	綾部市
		○高齢者等見守りサービス補助金交付事業 一人暮らしの高齢者等が離れて暮らす親族等から見守りを受けることができるサービスの利用を支援	綾部市
		○障害福祉サービス事業所等施設整備事業 障害福祉サービス事業所が行うグループホームの整備に対する支援	綾部市
		○外国人介護人材確保支援事業 外国人介護職員が入居する住居の借り上げや借家等に居住する外国人介護職員に対して家賃等を補助する法人に対する支援	綾部市
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（健康づくり）	○胃がん検診事業 胃がんの早期発見・治療のため、胃内視鏡検査による胃がん検診を実施	綾部市
		○妊婦訪問支援事業 支援が必要な妊婦に対し、助産師による訪問を実施	綾部市
		○コミュニティナース事業 コミュニティナースによる地域活動を通し、健康づくりを支援	綾部市
		○母子保健デジタル推進事業 手軽に母子保健情報を管理、子育て情報を収集できる仕組みを整備	綾部市
		○1 か月児健診事業 子どもの健やかな成長を支援するため、1 か月児健診を実施	綾部市
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	○生活困窮者緊急支援事業 社会福祉協議会が行う生活物資提供支援事業に対する補助	綾部市
		○重層的支援体制整備事業 地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、庁内の連携体制の構築や多機関協働の取組を実施	綾部市
	(9) その他	○綾部放課後学級移転事業 こども発達支援拠点施設の整備に伴い、放課後学級を移設	綾部市
		○地域子育て支援拠点施設整備事業 親子の交流等を促進する「地域子育て支援拠点施設」を整備	綾部市
		○こども家庭センター整備事業 こども政策を推進する「こども家庭センター」を整備	綾部市

(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市内の医療機関は、市立病院 1 施設、市直営診療所 3 施設、民間病院 2 施設、民間診療所 16 施設。歯科診療は、市直営診療所 1 施設、民間診療所 12 施設という状況であり、病床数は病院、診療所合計 391 床を有している。

綾部市立病院は、一般病床 206 床（うち地域包括ケア病床 50 床）と本市で唯一の救急告示病院として救急、休日診療業務を行っている。本市における救急医療を一手に担い、急性期の地域中核病院としての役割を担っている。一方、高齢化が進行する中で回復期、慢性期病床を望む傾向がありニーズに応える形で 2016（平成 28）年 5 月から回復期の地域包括ケア病棟を導入した。高齢化が急速に進み医療ニーズが多様化、複雑化する中において中丹医療圏域の連携は更に重要となる。

市立診療所は、周辺地域における医療機能として大きな役割を担っているが、人口減少等に伴う利用者の減少や公共交通機関の不便な地域があるなど医療提供体制に課題がある。また施設の老朽化が進み、将来における修繕費等の増加が見込まれる現状がある。

地域包括ケアシステムの構築においては、限られた医療資源の中、在宅医療を担う診療所、訪問看護、訪問リハビリと介護施設・介護サービスとの連携を密にする必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

高齢化が急速に進み、医療ニーズが多様化、複雑化する中で、誰もが安心して、適切な医療が受けられるよう綾部市立病院と中丹医療圏域の病院や診療所と連携し、医療体制の確保を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・京都府、京都府立医科大学などの関係機関との連携により、質の高い医療と効率的な病院運営を推進
- ・京都府の地域医療ビジョンに沿った病床機能の分化・連携を推進
- ・京都府立医科大学と連携し、特色ある医療・技術開発のため、共同研究を実施
- ・大学をはじめとした各種養成学校との連携強化を図るとともに、研修制度や奨学金制度を活用した医師及び看護師などの人材を確保

- ・計画的な病棟などの改修整備と医療機器の導入及び更新
- ・医療安全対策や感染防止対策など職員に対する各種研修の充実を図り、安全・安心な医療の提供を推進
- ・診療所と病院間の連携を図り、かかりつけ医の普及を促進
- ・ドクターヘリや消防救急隊と連携した救急医療体制を維持
- ・医師が不足している地域において、実情に応じて市立診療所を運営し、地域医療を確保
- ・京都府と連携し、新たな感染症に対する医療体制を確保
- ・中丹圏域内の病院相互の連携を推進し、救急医療も含め、地域医療を確保

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 (病院)	○市立病院改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○医療機器購入及び更新事業 既存機器の更新及び新規導入 一式	綾部市
		○情報通信機器・システム整備事業 システム更新 一式	綾部市
	(1) 診療施設 (診療所)	○診療所建物改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事 業（自治体病 院）	○病院事業会計補助事業 医療確保等に必要の費用を繰出し	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

9 教育の振興

(1) 幼稚園・学校教育

① 現況と問題点

教育施設は、幼稚園 2 園、小学校 10 校、中学校 6 校である。そのうち幼稚園 1 園と中学校 1 校は同一施設を使用し、2 校は施設一体型小中一貫校として 2015（平成 27）年 4 月、2017（平成 29）年 4 月に開校した。

園児・児童・生徒数は、2021（令和 3）年度で幼稚園が 24 人、小学校が 1,417 人、中学校が 780 人、計 2,221 人であり、2001（平成 13）年の 3,552 人と比べると約 37.5%減少している。2027（令和 9）年度には 1,938 人となる見込みである。

児童・生徒数の減少に伴い、本市では現在3小学校において複式学級を設置しているが、保護者や地域住民から複式学級解消の強い要望がある。

生徒指導、不登校、学力、特別支援教育の4つの教育課題を解決するため、あい紡ぎプランを策定し、「キャリア教育」を軸とした「ふるさと教育」「国際理解教育」を特色とした小中一貫教育を実施している。各校においては、「主体的・対話的で深い学び」を実現する綾部市独自の方法である「あい」のある学習を日々着実に実践することで、一人ひとりの子どもには、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付け、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養を進めている。

学校施設の老朽化に伴い、2020（令和2）年度に長寿命化計画を策定し、校舎や屋内運動場の躯体、空調設備更新やトイレ改修のほか、肢体不自由や医療的ケアを要する子どもが在籍することからバリアフリー法に基づくエレベーター設置等計画的な改修や整備を行い、園児・児童・生徒が安全に安心して過ごせる教育環境の実現に努めている。また、学校プールの維持管理経費を抑えるため、一部の学校では水泳授業を民間施設で行っている。

学校給食は、京都府内で唯一、全校で自校調理方式を実施しているが、調理施設設備の老朽化や調理員不足などの課題がある。

② その対策

〈目指す目標〉

幼児期での教育の重要性を踏まえ、教育や指導内容の充実を図り、幼児一人ひとりの個性と豊かな情操、基本的生活習慣などを育成できる幼稚園教育を目指す。

また、小・中学校教育については、豊かな人間性を培う心の教育の充実に努めるとともに、教育・指導内容の充実を図り、確かな学力の育成に努める。そして、「キャリア教育」を軸とした小中一貫教育の推進により生きる力を育むとともに、特に「ふるさと教育」「国際理解教育」を推進するなど魅力と特色のある地域に開かれた学校づくりを目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・教職員などの適正配置と研修の充実などによる資質向上
- ・交流の機会を通して集団の持つ様々な教育機能を生かし基本的生活習慣・生活態度を育成
- ・特別な支援を要する幼児への巡回相談の充実及び相談支援ファイルなどを活用した支援の充実
- ・綾部市教育支援委員会による特別支援教育の理解を得る啓発活動を推進するとともに、教育相談、就学相談などを実施
- ・幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な接続のため、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムに基づいた教育実践や交流活動などを推

進

- ・未就園児の子育て支援のため、安心して遊べる場の提供や子育てネットワークづくりを推進
- ・祖父母参観などを通して、子どもたちと高齢者などの交流に努め、世代間交流を推進
- ・あい紡ぎプランに基づき、特色ある小・中学校づくりの推進と幼小中の連携を推進
- ・すべての教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、これからの社会に必要な資質・能力を育成
- ・ふるさと綾部を愛し、自然環境の保全・創造、世界平和に向けて主体的に実践できる能力を育成
- ・英語検定活用、英語体験事業や海外派遣事業の実施など、児童・生徒の国際理解教育を推進
- ・小中一貫教育を推進するため、教職員相互の連携・協働体制を充実
- ・各種研修の充実や人材育成システムの活用による教職員の資質・指導力を向上
- ・綾部市確かな学び育成会議の取組を強化し、確かな学力の育成
- ・地域の人材を学校教育に生かし、総合的・体験的な学習を推進
- ・全教育課程の中に、特に人権教育・道徳教育を適切に位置付けて実践し、豊かな人間性を醸成
- ・教育活動全体を通して、主体的に生き抜く創造性あふれる心豊かな人格の形成を促進
- ・綾部市いじめ防止対策推進委員会及び綾部市いじめ問題対策連絡協議会を活用し、いじめ防止、根絶に向けた取組を推進
- ・G I G Aスクール構想に基づき、情報モラルに関する指導の充実、情報を主体的に選択・活用する能力の育成
- ・外国語指導講師を配置し、小学校外国語教育と中学校英語教育を推進
- ・日本語指導が必要な外国人児童・生徒などを支援
- ・一人ひとりの障害の状況や発達段階など、特性に応じたきめ細かな指導を行うため、特別支援教育支援員・介助員の配置による特別支援教育を充実
- ・不登校をはじめとする様々な教育課題を解決するため、教育支援センターの充実・活用
- ・児童・生徒の健康管理のため、各種検診を実施
- ・安全な生活を営む正しい判断力と行動力・危険予測能力を育成し、交通安全指導の徹底と身の回りの生活の安全、防災に関する安全教育を推進
- ・市内全校で実施している自校調理方式による学校給食で、農産物などの地産地消を通じた食育を推進
- ・児童・生徒の個に応じた指導を行い、体力・運動能力・競技力を向上
- ・伝統文化を尊重・継承する児童・生徒を育成

- ・全市的な音楽交流会や陸上競技大会、駅伝競走大会などを通して、児童・生徒間の交流を促進
- ・安全・安心な学習・生活環境を確保するため、学校施設・設備・備品の整備
- ・入学支度金支給制度により、経済的理由による大学・専門学校などへの修学困難者を支援
- ・市内の幼稚園、小学校、中学校の給食費の一部支援により、子育て家庭の経済的負担を軽減

（２）社会教育

① 現況と問題点

社会教育施設は、公民館、図書館、天文館、資料館があり、社会教育活動の場として利用されている。

公民館は、地域課題に対応した事業を展開しているが、地域と学校との協働による新たな事業展開を図るとともに、自発的意思で生涯学び続ける心を育て、学びを通して積極的にまちづくりに参画していくための生涯学習を行っている。また、地域の身近なコミュニティ活動や生涯学習の拠点として重要な役割を担っているが、施設の老朽化、利用者の高齢化、参加者の減少や固定化などの課題がある。

図書館は、次代の子どもたちの育ちを支えるため、ブックトークやお話会など、子どもの読書活動推進のための様々な事業に取り組んでいる。図書館は、知識の拠点施設として生涯を通じて読書に親しむことのできる環境整備が一層必要で、多様化する市民ニーズに対応していけるよう、幅広い資料の収集とともに、既存の施設は手狭なため、新図書館建設の施設整備を行っている。

天文館は、1995（平成7）年開館当初から科学や天文学だけでなく子どもたちの興味を育てる様々な事業展開を図り幅広い世代の利用があるが、展示機器や設備が老朽化しており、利用者のニーズに対応した設備等の充実を図る必要がある。

資料館は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群を保護するとともに活用を図っているが、施設の老朽化や出土品・古文書など歴史資料の増加に伴う保管場所などの課題に対応する必要がある。

さらに、開発行為を実施する際に埋蔵文化財調査が必要となる場合が多く、宅地開発等の都市的土地開発の進捗に大きく影響を及ぼす状況であり、技師を確保する仕組みづくりが必要となっている。

② その対策

〈目指す目標〉

社会教育施設の機能の充実を図るとともに、学びや活動を通じた人と人とのつながり・絆づくりに取り組み、生涯学習社会の実現に向け「市民一人1学習」を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・人と人とのつながり・絆づくりを目指した社会教育の普及・啓発
- ・高齢者学級や障害者教室の充実に努め、生きがいづくりや社会参加を促進
- ・図書館、天文館、資料館などを活用した市民の学習意欲向上と、ふるさと学習の推進
- ・同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進
- ・公民館を地域の社会教育の拠点施設とし、公民館活動を支援
- ・市民に親しまれ気軽に利用できる図書館を整備
- ・蔵書インターネット公開システムやホームページ、SNSを有効活用するなど、更なる図書館の利用を促進
- ・京都府図書館総合目録ネットワークシステムなどを活用した京都府内の図書館との連携を推進
- ・生涯学習の出会いと発見の場として、天文館の活用を促進
- ・天体観測会など各種イベント開催や情報発信による天文教育を普及
- ・光明寺二王門など貴重な地域資源である歴史遺産の調査や保護・保存
- ・市民が文化財への認識を深め、身近に感じることができるよう文化財の活用を推進
- ・市の変遷を記録にとどめ、後世に伝える綾部市史を編さん・刊行
- ・地域や社寺などで行われている伝統行事の継承を支援
- ・ボランティアなどの市民活動の拠点となる施設を整備し、利用を促進
- ・包括連携協定を締結している大学等と連携し、市民公開講座を開催

（３）スポーツ

① 現況と問題点

高齢化や生活様式の多様化が進み、豊かで健康な暮らしのための健康づくりへの関心も高まる中、生涯スポーツ社会の実現を目指して「市民一人1スポーツ」の普及に努めてきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、身体を動かす機会も減少しており、引き続き、子どもから高齢者まで市民の誰もが自分に合ったスポーツに参加でき、生涯にわたりスポーツに親しみ、交流することができる環境づくりの推進が求められている。

併せて、スポーツ施設の老朽化が進む中、機能充実や利便性向上を図るため、計画的な施設・設備の改修・更新が必要である。

② その対策

〈目指す目標〉

市民の誰もが、それぞれのライフ・ステージに応じてスポーツに親しみ、いつまでもスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進する。

また、スポーツの力で、人と街の活性化と都市との交流を進めるとともに、「市民一人1スポーツ」の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・誰もが参加できるスポーツ大会・教室の開催により、レクリエーションの普及などを通じた体力の向上と健康な体づくりを推進
- ・スポーツ推進委員の活動強化を図り、公民館などと連携した地域スポーツ・生涯スポーツを普及
- ・市民駅伝大会や二王門登山レースなど市の特色を生かした魅力ある大会を実施し、スポーツ人口を拡大
- ・（一財）綾部市スポーツ協会の活動を支援し、市民総合体育大会の推進や四都市スポーツ大会、京都府民総合体育大会への参加を通じた競技団体の活性化及び競技力を向上
- ・スポーツ少年団やスポーツ教室などの活動を支援し、競技スポーツを振興
- ・総合運動公園や市民センターなどスポーツ施設の充実に努め、各種大会を誘致するとともにスポーツ交流を促進
- ・学校体育施設など身近なスポーツ施設の有効活用により、地域のスポーツ活動を推進
- ・スポーツ施設や学校施設などの使用料減免により、スポーツ少年団などの活動を支援
- ・スポーツ振興を図るため、全国大会等に出場する個人及び団体を支援

（４）計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設（校舎）	○小・中学校大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(1)学校教育関連施設（給食施設）	○給食施設改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3)集会施設、体育施設等（公民館）	○各地区公民館改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○中央公民館改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3)集会施設、体育施設等（集会施設）	○人権福祉センター改修事業 施設改修 一式	綾部市

		○高津コミュニティセンター改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○宮代コミュニティセンター改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 集会施設、 体育施設等（体 育施設）	○総合運動公園改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○湖垣グラウンド改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○市民プール改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○市民グラウンド改修事業 施設改修 一式	綾部市
	(3) 集会施設、 体育施設等（図 書館）	○新図書館整備事業 図書館を移転、整備	綾部市
	(3) 集会施設、 体育施設等（そ の他）	○天文館改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○資料館改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○西部地域振興センター整備事業 西部地域の行政サービスの利便性の向上のため拠点施設を整備	綾部市
		○市民活動拠点施設（仮称）整備事業 施設整備 一式	綾部市
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業（義務教育）	○不登校等対応事業 綾部中学校の生徒支援のための教室を拡充	綾部市
		○確かな学び育成事業 各校の特色ある研究により確かな学力や教職員の人材育成を図る	綾部市
		○学校給食費補助事業 学校給食費補助により子育て世帯を支援	綾部市
		○学校給食委託事業 給食調理業務を外部委託	綾部市
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業（生涯学習・ スポーツ）	○水泳授業委託事業 小学校プールの老朽化等に伴い、水泳授業を外部委託	綾部市
		○あやべ市民大学開催事業 包括連携協定を締結している大学等と連携し、市民公開講座を開催	綾部市
		○部活動地域移行事業 中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進	綾部市
		○スポーツ活動奨励事業 全国大会等のスポーツ大会に出場する個人・団体に対して激励金を支給	綾部市
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業（その他）	○市史編さん事業 市史現代版の編さん	綾部市
		○埋蔵文化財発掘調査事業 文化財発掘調査	綾部市

		○山家城址周辺史跡調査事業 山家陣屋跡の発掘調査	綾部市
		○新図書館運営事業 新図書館に係る備品等	綾部市
		○資料館管理運営事業 特別企画展開催など資料館の運営	綾部市
	(5) その他	○ICT推進事業 校務用パソコン更新	綾部市

(5) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化、人口減少により地域の活力が衰退する中、担い手不足が進行する地域においてはコミュニティの機能維持や人材の育成・確保が極めて困難な集落がある。

地域の活性化に向けた取組は喫緊の課題であり、地域の特性や独自性を尊重しつつ、地域と行政、民間団体等との協働によるまちづくりの推進が重要となっている。

こうした状況が特に深刻化し、集落自体の存続が危機的状況に直面している集落の課題解決に向け水源の里条例に基づき、地域住民が自主的・自発的に行う活動を支援するとともに地域の振興と活性化を推進している。

また、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを応援するため、人的支援を図りつつ、地域振興を目的とした地域住民組織や地域運営組織といった多機能型組織の形成や地域間連携の促進を図る必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

地域の特性や独自性を尊重した自治会活動や市民団体などが行う地域活動を支援し、地域コミュニティを支える人材育成を進め、市民・団体・事業者が積極的に参加する協働参画のまちづくりを推進する。

〈目標に向けた方策〉

- ・地域住民が主体的に実施するコミュニティ活動を支援
- ・地域住民の活動参加を促進するなど、地域と行政の協働によるまちづくりを推進

- ・ 会員の減少などの課題解決や魅力ある自治会活動の展開を支援
- ・ 地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、小さな拠点の形成による地域振興を推進
- ・ いきいき地域応援事業費補助金を活用し、地域活動を支援
- ・ 集落支援員を中心に個性豊かな魅力ある地域づくりを支援
- ・ NPO法人、ボランティア団体、民間事業者、大学などとの協働によるまちづくりを推進
- ・ 結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する民間事業を支援
- ・ 様々な分野で活動する市民・団体の支援及びボランティア人材の育成

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(3)その他	○コミュニティ助成事業 住民主体のコミュニティ活動を推進するため、地域住民が実施する事業に対する補助	綾部市
		○自治会女性活躍促進事業 自治会組織における男女共同参画意識の醸成を促進	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、(公財)京都府中丹文化事業団や綾部市文化協会等と連携し、文化・芸術等に親しむ機会を提供するとともに、優良建築物活用事業や綾部市美術展の開催など、市民の文化活動の支援に努めてきた。

しかし一方で、文化関係団体の後継者不足などが課題となっており、若い世代の参画等を促進することが求められている。

今後も、文化関係団体等と連携し、後継者の育成や自発的な市民の文化芸術活動を支援するとともに、優れた文化・芸術活動に触れる機会の拡充や事業内容の一層の充実を図る必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

文化・芸術が、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにする重要性を踏まえ、多くの市民に、文化や芸術に触れ親しむ機会の充実を図り、「市民一人1文化」の推進により、心豊かな人づくり、文化のかおるまちづくりを目

指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・グンゼ博物苑・集蔵など優良建築物や地域の公民館などを活用した市民の文化・芸術活動を支援
- ・芸術家の創作活動に対する支援を行い、多彩な文化・芸術に触れ親しむ機会と発表の場を確保
- ・市民参画による市美術展や市民合唱祭などを実施
- ・綾部市文化協会の更なる充実発展と自主的事業の展開に向け、総合文化祭を支援
- ・(公財) 京都府中丹文化事業団など関係機関と連携し、中丹文化会館の活用を促進
- ・文化振興を図るため、全国大会等に出場する個人及び団体を支援

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業(地域文化振 興)	○文化活動奨励事業 全国大会等の文化大会に出場する個人・団体に対して激励金を支給	綾部市
		○未来へつなぐ 文化のかおるまち推進事業 文化のかおるまちづくりを目指し、関係団体と連携による事業を実施	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、台風の巨大化や集中豪雨などの異常気象が多発し、安全・安心な生活が脅かされている。

また、過疎化・高齢化の進行による農地・山林の荒廃、水源涵養機能の低下など環境・防災に係る問題が顕在化している。

東日本大震災やロシアのウクライナ侵攻を契機に、原子力や化石燃料へのエネルギー依存は持続可能でないことが明らかとなった。

再生可能エネルギーの普及や省エネルギーなどの推進は喫緊の課題であることから本市では2021(令和3)年9月にゼロカーボンシティ宣言を行った。今後、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させる必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

地域資源の最大限の活用及び市民・事業者などの多様な主体との連携により、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す。

〈目標に向けた方策〉

- ・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入、ESCO事業等の新たな手法を活用した省エネルギー化を推進
- ・市民・事業者などが企画・実践する地球温暖化対策に係る取組を支援
- ・市民・事業者などと連携し、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化などを促進

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	○庁舎改修整備事業 施設改修 一式	綾部市
		○こども発達支援拠点施設整備事業 施設整備 一式	綾部市
	(3)その他	○I・Tビル大規模改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○総合運動公園改修事業 施設改修 一式	綾部市
		○ゼロカーボン推進補助事業 自然エネルギーの有効利用を図る市民・事業者を支援	綾部市
		○ゼロカーボン推進事業 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、EV車を導入	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

近年、ICTなどの新しい技術の発展により、社会はこれまでにないスピードで変化している。本市においても、人口減少や少子高齢化など様々な課題に対応するため、ICTなどの新しい技術を活用することで、地方と都市との生活の格差を縮め、魅力ある持続可能なまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

〈目指す目標〉

本市の抱える課題に対し、地域の特色や市民ニーズに合ったDXを進め、誰一人取り残されず、デジタル化の恩恵を受けることのできる社会や暮らしを実現する。

〈目標に向けた方策〉

- ・デジタル技術を活用したスマートシティの推進

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		○スマートシティ推進事業 民間事業者等と共同によるまちづくりの推進	綾部市

(4) 綾部市公共施設等総合管理計画等との整合

本区分における公共施設等については、綾部市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画により定めた方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

事業計画（令和４年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	○水源の里活性化事業 集落の再生と活性化を目的とする事業等を実施	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○移住立国プロジェクト事業 移住・定住に対する市全体の協力体制の強化と移住候補地としての情報発信を強化	綾部市	
		○中学生みらい会議事業 ふるさと教育を通じて綾部の良さを学ぶことで、Ｕターン就職や定住を促進	綾部市	
		○空き家登録促進事業 市内の宅地建物取引業者と連携して空き家バンクへの登録を促進	綾部市	
		○定住サポート拡充事業 あやべ定住サポート総合窓口のサテライトオフィスの運営や各種セミナーを実施	綾部市	
		○あやべ3040成人式開催事業 ＵＩターン促進、地域経済の活性化のため、30歳及び40歳の成人式開催に対する補助	綾部市	
		○新婚生活支援事業 希望年齢で結婚ができる環境づくりのため、新生活のスタートアップを支援	綾部市	
		○農村都市交流活性化事業 農村都市交流の促進を図るため、地域おこし協力隊を配置	綾部市	
		○定住サポート事業 あやべ定住サポート総合窓口を設置するとともに、空き家調査で判明した空き家情報を管理するシステムを導入	綾部市	
		○地域力創造アドバイザー事業 地域再生専門家による水源の里集落の現状把握や地元調整を実施	綾部市	
2 産業の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	○観光資源発信事業 農家民宿等を活用した関係人口の創出	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○丹波くり生産振興事業 「丹波くり」の生産振興等を図るための検討会議の開催及び苗木の配布	綾部市	
		○認定農業者経営発展支援事業 認定農業者の経営を発展させる取組に対する支援	綾部市	
		○農作物高温対策事業 農作物の高温対策を図るための機器導入等に対する支援	綾部市	
		○府内産木材利用促進事業 府内産木材を利用した住宅等の新築、購入、増改築、内装工事に対する支援	綾部市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	○みんなで守る綾部の山林事業 山林の適正管理に努め、土砂災害等の防止に資するため、個人や林業経営体による森林整備等に対する支援	綾部市	
		○ものづくり企業振興補助事業 中小企業・小規模事業者の生産設備取得に対する補助	綾部市	
		○中小企業生産設備リース導入支援事業 中小企業が生産設備リース導入に対する補助	綾部市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業（観光）	○観光振興事業 観光関連事業者と連携し、情報発信を強化	綾部市	
		○綾部夢ライト事業 まちなかの冬の新たな魅力づくりによる地域活力の向上及び地域経済の活性化	綾部市	

		○あやべ水源の里トレイルラン開催事業 トレイルラン大会の開催による地域の賑わいづくりとスポーツ観光の推進	綾部市	
		○着地型観光推進事業 大阪・関西万博を契機とした観光誘客のため、情報発信を強化	綾部市	
		○観光プロモーション推進事業 綾部市をロケーション地としたドラマ制作の誘致を推進	綾部市	
		○観光施設等管理運営事業 あやべ温泉等観光施設の管理運営	綾部市	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業（情報化）	○自治体DX推進事業 デジタルデバイドの解消や行政のデジタル化を推進	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○庁内情報化推進事業 安定的なPCの確保及び業務効率化のため、トータルサービスを活用	綾部市	
		○税共同化申告支援システムイメージ管理オプション導入事業 市府民税の課税資料を紙管理からデータ管理へ移行	綾部市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業（デジタル技術活用）	○電子入札参加資格申請システム利用事業 電子入札参加資格申請システムの導入	綾部市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	○交通空白地有償運送事業 地域主体のNPO法人等が実施する交通空白地有償運送事業に対する補助	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○あやバス運行事業 あやべ市民バスの運行に係る委託等	綾部市	
		○綾部市地域公共交通活性化協議会事業 綾部市地域公共交通活性化協議会が実施する各種補助金に対する補助	綾部市	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業（生活）	○飲用井戸等整備補助事業 飲用井戸等の給水施設整備及び水質検査に対する補助	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○下水道接続促進事業 水洗化促進のため、低所得世帯に対して、排水設備接続工事費用の一部を補助	綾部市	
		○まちなか空間向上計画策定事業 まちなか居住を推進するため、まちづくりプランを策定	綾部市	
		○環境基本計画・温対実行計画策定・再エネ促進区域調査事業 地球温暖化防止対策実行計画を含めた第4次綾部市環境基本計画を策定するとともに、再生可能エネルギー促進区域調査を実施	綾部市	
		○個別避難計画作成事業 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の個別避難計画を策定	綾部市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業（環境）	○公共下水道全体計画策定事業 公共下水道全体計画の見直し及び事業認可の変更、汚水処理事業の効率化	綾部市	
		○雨水対策事業 雨水出水浸水想定区域の指定、雨水管理総合計画の策定、局所浸水対策基本設計	綾部市	
		○下水道事業経営戦略改定事業 下水道事業経営戦略の改定	綾部市	
		○農業集落排水事業 農業集落排水の処理場の最適整備構想を策定	綾部市	
		○高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業 ごみ出し困難者への支援	綾部市	
		○生ごみ処理機購入費補助事業 ごみ処理機の購入に対する支援	綾部市	
			綾部市	

	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（防災・防犯）	○コミュニティ施設耐震診断費補助事業 コミュニティ施設の耐震化を促進するため、自治会等が実施する耐震診断を支援	綾部市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	○上水道事業会計補助事業 過去の簡易水道未繰出金相当額及び上水道繰出金先送り分の繰出し	綾部市	
		○都市計画基礎調査事業 都市計画の立案や各種計画策定の基礎資料として活用するための状況調査	綾部市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	○子育て応援住宅総合支援事業 多子世帯が居住または三世同居、近居をするための住宅確保に対する支援	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○こども家庭支援相談室運営事業 ヤングケアラー支援体制構築のため、実態調査やコーディネーター（社会福祉士）配置を実施	綾部市	
		○子育て世帯訪問支援事業 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、訪問支援員（ヘルパー）を派遣し家事・子育て等を支援	綾部市	
		○放課後学級運営事業 放課後学級の質の向上を図るため、運営業務を外部委託	綾部市	
		○地域子育て支援拠点施設運営事業 地域子育て支援拠点施設の運営業務	綾部市	
		○民間保育所等補助事業 民間保育所等が実施する、園でのおむつ処分に対する支援	綾部市	
		○物部保育園運営事業 園でのおむつ処分に対する支援	綾部市	
		○出産・子育て応援事業 妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施	綾部市	
		○保育所等副食費支援事業 国・府支援の対象とならない児童の副食費を支援	綾部市	
		○インフルエンザ予防接種補助事業 インフルエンザ予防接種費用の一部を支援	綾部市	
		○ペアレント・プログラム事業 子どもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成を支援	綾部市	
		○子育て支援医療費支給事業 子育て世帯を支援するため、医療費支援を実施	綾部市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	○権利擁護支援ネットワーク事業 地域連携ネットワークづくり及び権利擁護支援のための協議会を設置	綾部市	
		○介護職員研修受講支援事業 介護職員のスキルアップ等を目的とした研修受講に対する支援	綾部市	
		○高齢者等見守りサービス補助金交付事業 一人暮らしの高齢者等が離れて暮らす親族等から見守りを受けることができるサービスの利用を支援	綾部市	
		○障害福祉サービス事業所等施設整備事業 障害福祉サービス事業所が行うグループホームの整備に対する支援	綾部市	
		○外国人介護人材確保支援事業 外国人介護職員が入居する住居の借り上げや借家等に居住する外国人介護職員に対して家賃等を補助する法人に対する支援	綾部市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（健康づくり）	○胃がん検診事業 胃がんの早期発見・治療のため、胃内視鏡検査による胃がん検診を実施	綾部市	

		○妊婦訪問支援事業 支援が必要な妊婦に対し、助産師による訪問を実施	綾部市	
		○コミュニティナース事業 コミュニティナースによる地域活動を通し、健康づくりを支援	綾部市	
		○母子保健デジタル推進事業 手軽に母子保健情報を管理、子育て情報を収集できる仕組みを整備	綾部市	
		○1か月児健診事業 子どもの健やかな成長を支援するため、1か月児健診を実施	綾部市	
		(8)過疎地域持続的発展特別事業（その他）		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業（自治体病院）	○生活困窮者緊急支援事業 社会福祉協議会が行う生活物資提供支援事業に対する補助	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○重層的支援体制整備事業 地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、庁内の連携体制の構築や多機関協働の取組を実施	綾部市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	○病院事業会計補助事業 医療確保等に必要な費用を繰出し	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○不登校等対応事業 綾部中学校の生徒支援のための教室を拡充	綾部市	
		○確かな学び育成事業 各校の特色ある研究により確かな学力や教職員の人材育成を図る	綾部市	
		○学校給食費補助事業 学校給食費補助により子育て世帯を支援	綾部市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（生涯学習・スポーツ）	○学校給食委託事業 給食調理業務を外部委託	綾部市	
		○水泳授業委託事業 小学校プールの老朽化等に伴い、水泳授業を外部委託	綾部市	
		○あやべ市民大学開催事業 包括連携協定を締結している大学等と連携し、市民公開講座を開催	綾部市	
		○部活動地域移行事業 中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進	綾部市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（その他）	○スポーツ活動奨励事業 全国大会等のスポーツ大会に出場する個人・団体に対して激励金を支給	綾部市	
		○市史編さん事業 市史現代版の編さん	綾部市	
		○埋蔵文化財発掘調査事業 文化財発掘調査	綾部市	
		○山家城址周辺史跡調査事業 山家陣屋跡の発掘調査	綾部市	
		○新図書館運営事業 新図書館に係る備品等	綾部市	
		○資料館管理運営事業 特別企画展開催など資料館の運営	綾部市	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業（地域文化振興）	○文化活動奨励事業 全国大会等の文化大会に出場する個人・団体に対して激励金を支給	綾部市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		○未来へつなぐ 文化のかおるまち推進事業 文化のかおるまちづくりを目指し、関係団体と連携による事業を実施	綾部市	